

菊陽町人権教育・啓発基本計画 【改訂版】

令和3年3月

はじめに



21 世紀は、「人権の世紀」と言われて久しくなりますが、わたしたちの周りには、今なお、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者に対する虐待やいじめ、障がいのある人、外国人、性的マイノリティの人々に対する偏見や不当な差別など、多くの人権課題が依然として未解決のまま存在しています。

また、情報化社会の進展に伴うインターネットや SNS などの急速な発達・普及により、使い方によっては差別を助長したり個人の名誉やプライバシーを侵害したりするなど、新たな人権問題が見られるようになってきました。

あらためて人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育と、人権尊重の理念を普及させ、理解を深めることを目的とする人権啓発の重要性を感じています。

国では、人権教育・啓発の必要性から平成12（2000）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定、本町においても法の制定を踏まえ、平成18（2006）年3月に「菊陽町人権教育・啓発基本計画」を策定し、すべての人の人権が尊重される平和で明るい菊陽町の実現に向けて取り組んできました。

今回、平成18（2006）年に策定した「菊陽町人権教育・啓発基本計画」から15年が経過したこと、また令和元（2019）年に実施した「菊陽町人権に関する町民意識調査」結果やこれまでの取組を踏まえ、「菊陽町人権教育・啓発基本計画」を見直し、第6期菊陽町総合計画との整合性を図りながら、人権教育・啓発をより一層推進するため、「菊陽町人権教育・啓発基本計画」を改訂しました。

今後、この基本計画に基づき、あらゆる場での人権教育・啓発に取り組んでまいります。町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

終わりに、この基本計画の改訂にあたり、「菊陽町人権擁護審議会」委員の皆様をはじめ、町民意識調査にご協力をいただきました皆様並びに貴重なご意見をいただきました皆様へ厚くお礼申し上げます。

令和3（2021）年3月

菊陽町長 後藤三雄

目 次

第1章 「菊陽町人権教育・啓発基本計画」の改訂にあたって	1
1 「菊陽町人権教育・啓発基本計画」の策定の趣旨	1
2 改訂の趣旨	2
3 「基本計画」の概要	2
第2章 「基本計画」の基本的考え方	3
1 「基本計画」策定の意義	3
2 「基本計画」の基本理念及び目標	3
3 「基本計画」の基本的視点	4
4 「基本計画」の概念図	5
第3章 人権教育・啓発の定義について	6
1 人権とは	6
2 人権教育・啓発の定義	7
第4章 人権問題の現状と施策の方向性	8
1 部落差別（同和問題）	8
2 女性の人権	13
3 子どもの人権	17
4 高齢者の人権	23
5 障がいのある人の人権	28
6 外国人の人権	34
7 ハンセン病回復者及びその家族の人権	40
8 水俣病をめぐる人権	43
9 感染症・難病等をめぐる人権	45
10 インターネットによる人権侵害	48
11 性的指向・性自認に関する人権	52
12 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害	56
13 様々な人権問題	58
（1）犯罪被害者等の人権	58
（2）ハラスメントによる人権侵害	58
（3）アイヌの人々の人権	59
（4）ホームレスの人権	59
（5）刑を終えて出所した人の人権	60
（6）災害と人権	60

第5章 人権教育・啓発の推進	61
1 人権教育について	61
2 人権啓発について	64
3 人権に関わりの深い職業に従事する人に対する人権教育・啓発	66
4 相談支援体制の充実	67
第6章 「基本計画」の推進	68
1 推進体制	68
2 連携体制の強化	68
3 「基本計画」の評価・見直し	68
4 評価目標の設定	69
資料編	71
人権関係年表	72
日本国憲法（抄）	74
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	76
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議	78
本「基本計画」のSDGs達成に関する位置付け	79
熊本県部落差別の解消の推進に関する条例	80
菊陽町人権擁護に関する条例	82
菊陽町部落差別の解消の推進に関する条例	83
菊陽町人権擁護審議会規則	84
菊陽町人権擁護審議会 委員名簿	86
菊陽町人権教育・啓発推進本部設置要綱	87

「障害」のひらがな表記の取扱について

「第3期菊陽町障がい者計画」に準じて、

- (1) 「障害者」を「障がいのある人」と表記します
- (2) 何らかの名称などで「障害のある人」と表記することが適当でないときは、「障がい者」と「害」を「がい」とひらがなで表記します
- (3) 「障害」を「障がい」と表記します

適用されないもの

法律などの名称や使用されている用語、法定の制度の名称、団体名などの固有の名称、人の状態を表すものでないものについては、従来どおり漢字表記としています

第1章 「菊陽町人権教育・啓発基本計画」の改訂にあたって

1 「菊陽町人権教育・啓発基本計画」の策定の趣旨

我が国では、第49回国連総会の決議を受け、平成9（1997）年7月4日に『人権教育のための国連10年』※¹に関する国内行動計画（以下「国内行動計画」という。）が策定されました。また、人権教育・啓発に関する施策により、一層の推進を図るため、平成12（2000）年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下「人権教育・啓発推進法」という。）が施行され、この法律の趣旨に基づき、平成14（2002）年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

本町においても、平成12（2000）年3月に、町民一人ひとりの人権が尊重される社会づくりを目指して『人権教育のための国連10年』菊陽町行動計画（以下「町行動計画」という。）を策定し、行政、学校、企業、民間団体、家庭及び地域が一体となった人権教育の推進に取り組んできました。

このような中、「人権という普遍的な文化」※²を構築するために、人権教育・啓発の取組を継続的に推進することが重要であるため、「町行動計画」の取組を検証し総括するなかで明らかになった成果や課題を踏まえ、町民一人ひとりが人権尊重の視点に立って考え、行動できる社会を目指して、平成18（2006）年3月に「菊陽町人権教育・啓発基本計画」を策定しました。

※1 人権教育のための国連10年

平成6（1994）年の第49回国連総会において、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下に、平成7（1995）年から平成16（2004）年までの10年間で「人権教育のための国連10年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効ある人権教育を実施することが求められた。これを受け、国においては、平成7（1995）年12月に、内閣に内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、平成9（1997）年7月には、国内行動計画を策定した

※2 人権という普遍的な文化

人権はある特定の人だけにあるものではなく、すべての人にあるという考え方や、その考え方に基づく行動があたりまえのこととして受け入れられている状態。「人権という普遍的な文化を構築する」とは、あらゆる人びとが互いの存在や尊厳をかけがえのないものとして認め合うことが、社会の隅まで行き渡り、あたりまえのこととなっている状態にすること

2 改訂の趣旨

近年の社会情勢の変化や国民の価値観の多様化により、人権問題も複雑多様化しており、特に最近では、学校でのいじめや女性・子ども・高齢者・障がいのある人等、社会的弱者に対する暴行・虐待の増加に加え、インターネットによる人権侵害、性自認等に対する偏見や差別、人権を無視した雇用問題、人命を軽視した殺人事件の発生などが社会問題となっています。

国内では、平成28（2016）年に、差別の解消を目的とした3つの法律（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「ヘイトスピーチ※³解消法」という。）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「部落差別解消推進法」という。））が施行され、差別の解消に向けた取組が推進されています。

本町では、平成7（1995）年に制定した「菊陽町人権擁護に関する条例」と平成18（2006）年に策定した「菊陽町人権教育・啓発基本計画」に基づき、差別のない、人権を尊重する社会の実現を目指し取り組んできたところですが、令和元（2019）年に実施した「令和元年度菊陽町人権に関する町民意識調査」※⁴（以下「町民意識調査」という。）の結果をみますと、差別や偏見が未だ見受けられ、依然として人権問題が存在していることが分かりました。

このようなことから、引き続き人権教育・啓発を総合的かつ効果的に行い、人権に対する理解を深め人権擁護の意識を高めていくため、社会的背景、国の動向、「町民意識調査」の結果を踏まえた「菊陽町人権教育・啓発基本計画（改訂版）」（以下「基本計画」という。）を令和3（2021）年3月に策定しました。

3 「基本計画」の概要

（1）「基本計画」の位置付け

本「基本計画」は、「人権教育・啓発推進法」第5条の趣旨を踏まえたものであり、「菊陽町総合計画」と整合性を持つ、本町の人権教育・啓発の推進に関する施策をまとめたものです。

また、本「基本計画」を推進することは、人権尊重の理念が基礎にある「SDGs※⁵」の達成に貢献することにもつながります。

（2）「基本計画」の期間

本「基本計画」の期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年とします。なお、5か年ごとに町民への意識調査及び中間目標での評価を行い、社会変動などに対応しつつ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

※3 ヘイトスピーチ

人種、民族、国籍などの属性を理由として、その属性を有する少数者の集団もしくは個人に対し、差別、憎悪、排除、暴力を扇動し、または侮辱する表現行為のこと

※4 令和元年度菊陽町人権に関する町民意識調査

令和元年（2019）年11月から12月にかけて実施した、満18歳以上の菊陽町民3,000名（住民基本台帳から無作為抽出）を対象とした人権に関するアンケート調査。有効回収率32.1%（964件）

※5 SDGs（エスディージーズ）

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、平成27（2015）年9月に国連で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核となる目標のこと。前文に「誰一人取り残さないことを誓う」「すべての人々の人権を実現する」と明記されており、人権尊重の理念が基礎にある。貧困問題をはじめ、気候変動や生物多様性、エネルギーなど、持続可能な社会をつくるために世界が一致して取り組むための17の目標と169のターゲットから成り立っている（資料編79ページを参照）

第2章 「基本計画」の基本的考え方

1 「基本計画」策定の意義

(1) 人権をめぐる本町の現状、課題を明らかにすること

行政・学校・保育所等（保育所や幼稚園、認定こども園のことを指す。）・各種団体・事業者・町民が共通認識をもって人権教育・啓発の取組を進めるため、本町における人権をめぐる現状、課題を明らかにします。

(2) 人権教育・啓発の取組の方向を示すこと

総合的かつ効果的な人権教育・啓発を推進するため、町として、「どのような内容で、どういった方法で取り組むのか」といった取組の方向性を明らかにします。

(3) 行政・学校・保育所等・各種団体・事業者・町民に期待される役割を明らかにすること

人権教育・啓発は、行政・学校・保育所等・各種団体・事業者・町民それぞれが主体となって、あらゆる場、あらゆる機会を捉えて行う必要があります。

そのために、各主体に期待される役割を明らかにするとともに、相互に連携を図りながら、人権教育・啓発に取り組むことが重要です。

2 「基本計画」の基本理念及び目標

(1) 基本理念 『人権という普遍的な文化の構築の主役は町民一人ひとり』

町民一人ひとりが互いの個性を尊重し、互いの違いを認め合い、共に支え合うことを通じて、豊かでゆとりのある人権文化が定着するよう、人権教育・啓発の取組を推進します。

(2) 目標 『人権を尊重する社会づくり』

町民一人ひとりが日常生活のあらゆる場面で人権尊重の視点に立って考え、行動できる、人権尊重の精神に満ちた社会を目指します。

人権を尊重する社会とは

○人権とは何かを学び、様々な人権課題を自分のこととして考え、解決のために行動する社会

○一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、個性や能力を十分に発揮できる社会

○異なる考え方を排斥するのではなく、誰もが尊厳を持った生活ができる社会

○困難があっても支え合い、共感し、人間関係がつながりあう社会

3 「基本計画」の基本的視点

(1) あらゆる場での人権教育・啓発

人権を尊重する社会を実現するためには、町民一人ひとりが人権の意義や人権尊重の必要性について理解することが必要です。

このため、すべての町民がいつでも、どこでも、誰もが人権問題について学び、そして身近な問題として取り組めるような環境づくりに努めます。

また、昨今の社会環境に適応するため、ICT等を活用した人権教育・啓発の環境整備に向けて検討を進めます。

(2) 態度や行動に結びつく人権教育・啓発

人権を尊重する社会は、人権についての町民一人ひとりの学びが日常生活において具体的な態度や行動に活かされる社会であるといえます。

このため、町民一人ひとりが、家庭や地域社会、職場等、生活の場から身近な人権問題に気づき、解決に向けての知識や態度を身につけられるような環境づくりに努めます。

(3) 交流を促し、地域づくりをめざす人権教育・啓発

人権を尊重する社会づくりの主役は、社会を構成する町民一人ひとりです。町民どうしが支え合い、これまで築き上げてきた地域のコミュニティを基礎に、町民と行政が協働して人権尊重の社会づくりに取り組むことが求められています。

町民一人ひとりが人権尊重についての認識を共有し、様々な問題を解決していくため、地域の力を活かす人権教育・啓発を推進します。

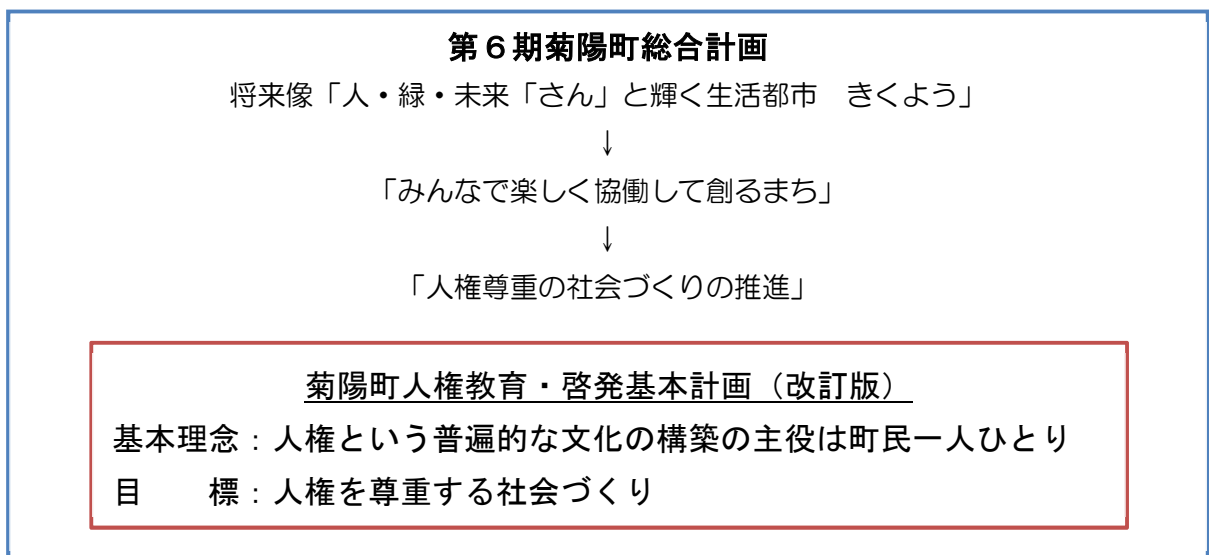
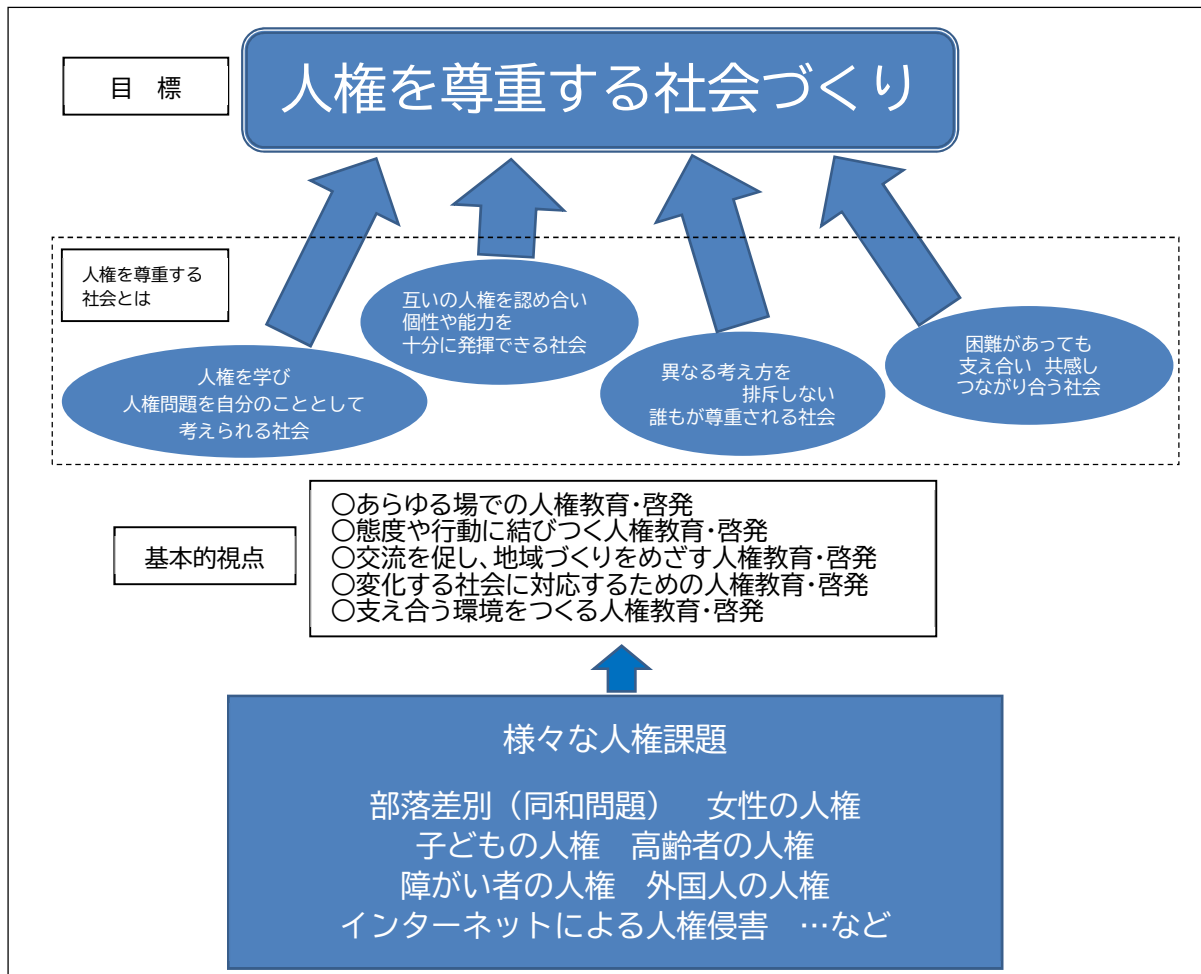
(4) 変化する社会に対応するための人権教育・啓発

国際化が進むこれからの社会においては、異なる文化・考え方を排斥するのではなく、その違いを認め、互いに理解し合うことで、共存し、新しい価値観を生み出していくという考え方が必要です。人それぞれの違いを理解し、多様性を認め合う心を育み、連帯を深め、共に生きる豊かな人間関係を築くことができる社会を目指します。

(5) 支え合う環境をつくる人権教育・啓発

困ったことや悩み事があるときは、いつでも誰かに相談できるという環境づくりが必要です。町は、国や県、関係団体と連携し、人権を侵害されて苦しむ人に寄り添い、問題解決に迅速に取り組む体制の構築を推進します。

4 「基本計画」の概念図



第3章 人権教育・啓発の定義について

1 人権とは

二度にわたる世界大戦の経験を教訓として、平和維持と人権の保障は分かちがたく結びついているという認識から、昭和 23（1948）年、国連総会において「世界人権宣言」※⁶が採択されました。この宣言では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたわれました。この宣言の精神を効力のあるものとするため、「国際人権規約」※⁷をはじめとする人権に関する条約が採択され、世界的な取組が進められてきました。

しかし、こうした取組が進められる中でも、民族や宗教などの違いからくる対立や紛争が世界各地で多発しました。こうした状況に平和や人権が脅かされているという危機意識から、平成 6（1994）年 12 月の第 49 回国連総会では、人権教育を通じて「人権という普遍的な文化」を世界中に築き上げることを目指して、平成 7（1995）年から平成 16（2004）年の 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とする決議がされ、様々な取組が実施されました。

人権とは、すべての人が生まれながらに持っている、人びとが人間らしく生きていくために必要な社会によって認められた誰からも侵されることのない基本的な権利のことをいいます。その理念は、日本では日本国憲法において初めて基本的人権として具現化され、国際的には国際連合の「世界人権宣言」で明文化されたといえます。多くの人は、人権というと非常に難しく受け取られがちですが、本来、日常の社会生活のなかで、身近なものとしてとらえ、自分の「生き方」の一部として根づいているものでなければなりません。

また、人権尊重とは、町民一人ひとりが自己の人権を享受※⁸するとともにすべての人びとの人権を認め、尊重し合うことです。自らに人権があるように、また、自らの人権を大事にするように他のすべての人の人権を尊重する意識や態度を身につけなければなりません。

※6 世界人権宣言

昭和 23（1948）年 12 月の国連第 3 回総会において採択された国際的な人権宣言のこと。市民的・政治的自由の他に経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めている

※7 国際人権規約

1.経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(自由権規約)、2.市民的及び政治的権利に関する国際規約(社会権規約)、3.市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書、の 3 つの総称のこと。日本は、1 及び 2 の 2 つの規約について、昭和 54（1979）年 6 月に批准している

※8 享受（きょうじゅ）

受け入れて、自分のものとする

2 人権教育・啓発の定義

「国内行動計画」では、人権教育を「知識と技術の伝達および態度の形成を通じて、人権という普遍的な文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力であり、また、人権教育は、単なる情報提供にとどまらず、あらゆる発達段階の人びと、あらゆる社会層の人びとが、他の人の尊厳について学び、また、その尊厳をすべての社会で確立するため、生涯にわたってその方法と手段を学ぶことである」と定義されています。

また、「国内行動計画」を踏まえ策定した「町行動計画」では、人権教育を「すべての人びとが生涯のあらゆる機会をとらえて人権に関する正しい知識を習得し、自らの尊厳に気づくとともに、多様性を容認する「共生の心」を育み、物事を人権の視点でとらえることにより、あらゆる人権を自分のこととして考え、行動できる態度を身につけるための教育」と定義し、人権教育は啓発までも含めた概念としてとらえています。

本「基本計画」においては、上記のことを踏まえて、人権教育・啓発を次のように定義しています。

【人権教育・啓発の定義】

すべての町民が、あらゆる場、あらゆる機会をとらえて人権に関する正しい知識を習得し、自らの尊厳に気づくとともに、多様性を容認する「共生の心」を育み、物事を人権の視点でとらえることにより、人権を自分のこととして考え、行動できる態度を身につけることができるようになるための教育・啓発

※参考「人権教育」「人権啓発」

「人権教育・啓発推進法」第2条では、「人権教育」と「人権啓発」を別々に定義し、「人権教育」は「人権尊重の精神の涵養^{※9}を目的とする教育活動」であり、「人権啓発」は「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他啓発活動（人権教育を除く。）」となっています。

※9 涵養（かんよう）

水が自然に染み込むように、無理をしないでゆっくりと養い育てること

第4章 人権問題の現状と施策の方向性

1 部落差別（同和問題^{※10}）

（1）背景・経緯

昭和 35（1960）年に「同和対策審議会設置法」が制定され、同和対策審議会が設置されました。昭和 37（1962）年に同和対策審議会が全国の同和地区^{※11}の実態調査を行い、昭和 40（1965）年には「同和対策審議会答申」が出されました。その答申では、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」と述べられています。さらに、「これを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」としています。

昭和 44（1969）年に「同和対策事業特別措置法」が制定され、国は国策として同和対策事業を推進することとなり、その後 33 年間にわたり「地域改善対策特別措置法」、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「地対財特法」という。）等に基づき、地域改善対策（特別対策）事業を実施してきました。

平成 8（1996）年には地域改善対策協議会より「地域改善対策協議会意見具申」が出され、特別対策の終了と一般対策への移行の方向性が示されました。その中では、今後の施策の基本的な方向として「差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」や「人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化」等が示されました。

平成 12（2000）年には、差別意識解消を目指し「人権教育・啓発推進法」が制定され、人権教育・啓発推進の基盤となっています。

平成 14（2002）年 3 月に「地対財特法」は失効し、国策としての同和対策事業は終了しましたが、その後は各自治体によって地域の実情に応じた施策が適宜適切に実施されることになりました。

平成 28（2016）年 12 月には、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的に「部落差別解消推進法」が施行されました。その中で国や地方公共団体の責務が示され、「教育・啓発の推進」「相談体制の充実」「実態調査」等の更なる取組が求められています。

※10 同和問題

「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいじめるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」（同和対策審議会答申より引用）

※11 同和地区

歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域のこと（同和対策事業特別措置法より引用）

熊本県では、平成7（1995）年に「熊本県部落差別事象の発生の防止及び調査の規制に関する条例」を定め、結婚や就職に際しての差別を防止する取組を行ってきました。しかし、部落差別が解消しないことから、令和2（2020）年6月にこの条例を改正し、「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」を制定して部落差別のない社会を実現するための取組を行っています。

（2）菊陽町の現状

様々な人権課題をテーマに講演会等を行うイベント「人権のまち菊陽フェスタ」で、部落差別についての正しい理解と認識の促進のため、テーマの一つとして取り上げています。また、町内の小学校6校と中学校2校が集まり、子どもたち自らが人権に関する取組を発表する「部落差別をはじめあらゆる差別をなくす 菊陽町人権子ども集会」を年1回実施しています。

東部町民センターは、隣保館^{※12}としての役割もあることを啓発するため、講座生等の施設利用者や地域住民を対象に人権講演会を年1回実施しています。

また、町職員や菊陽町人権教育推進協議会等に対して研修会を実施し、差別の解消に向け、行政、地域等における指導者の育成にも取り組んでいます。

しかしながら、「町民意識調査」の結果から、町民の部落差別に関する認識についてより一層の啓発の必要性が明らかになったことや、「部落差別解消推進法」の目的にある「現在もなお部落差別が存在すること」、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況に変化が生じていること」を踏まえ、部落差別の解消の推進に関し必要なことを定めることにより、部落差別のない社会を実現することを目的として、令和2（2020）年9月に「菊陽町部落差別の解消の推進に関する条例」（以下「部落差別解消推進条例」という。）を制定し、さらなる取組を行っています。

※12 隣保館（りんぽかん）

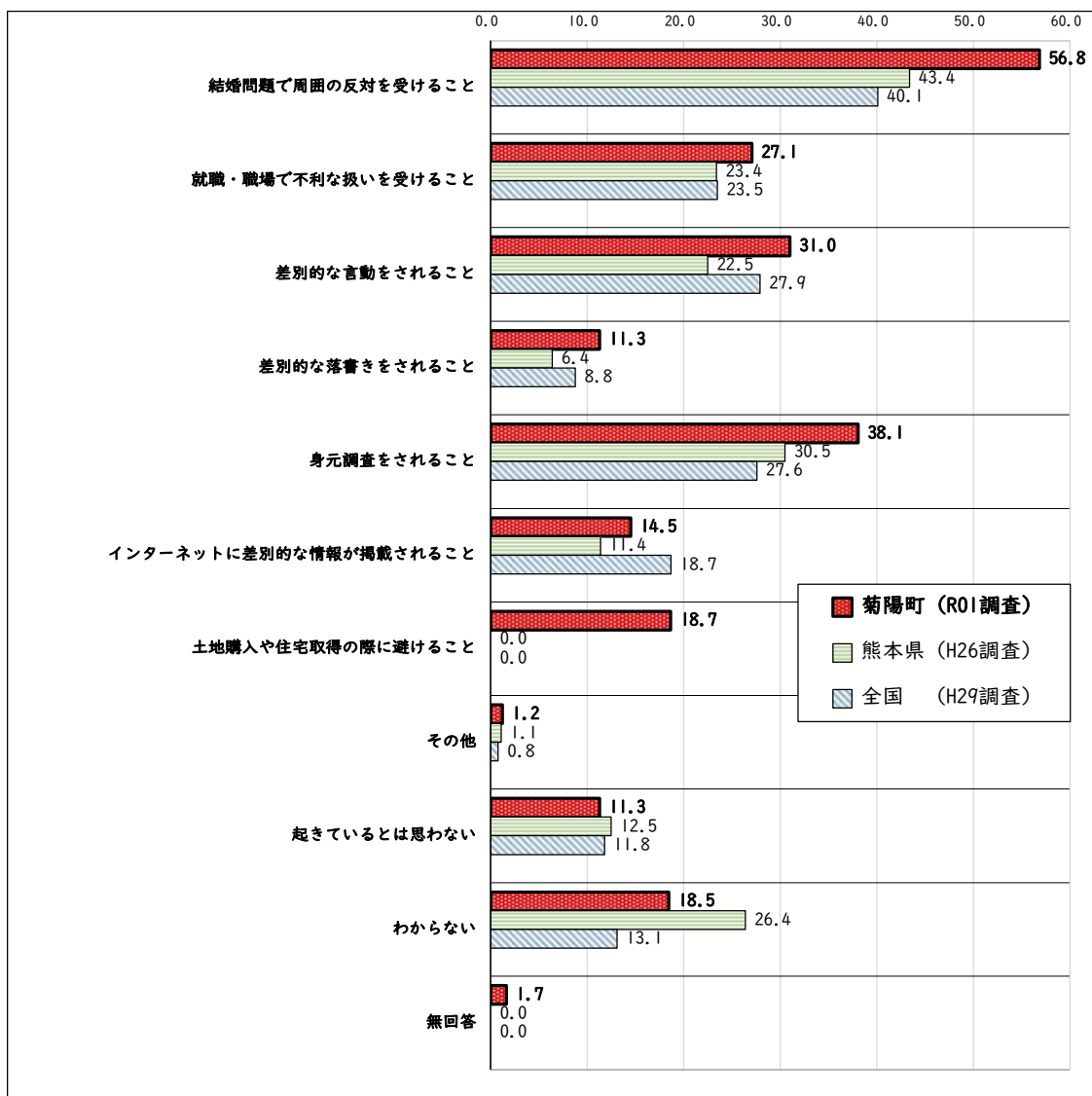
地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う施設のこと

部落差別に関して起きていると思う人権問題について、「町民意識調査」では「結婚問題で周囲の反対を受けること」が56.8%と最も高く、次いで「身元調査をされること」が38.1%、「差別的な言動をされること」が31.0%の順となっています。

国や県の調査※¹³ との比較では、国と県よりも菊陽町の方が「結婚問題で周囲の反対を受けること」が10ポイント以上高くなっています。

「部落差別（同和問題）に関し、どのような人権問題が起きていると思いますか。」

（複数回答。単位 %）



※13 国や県の調査

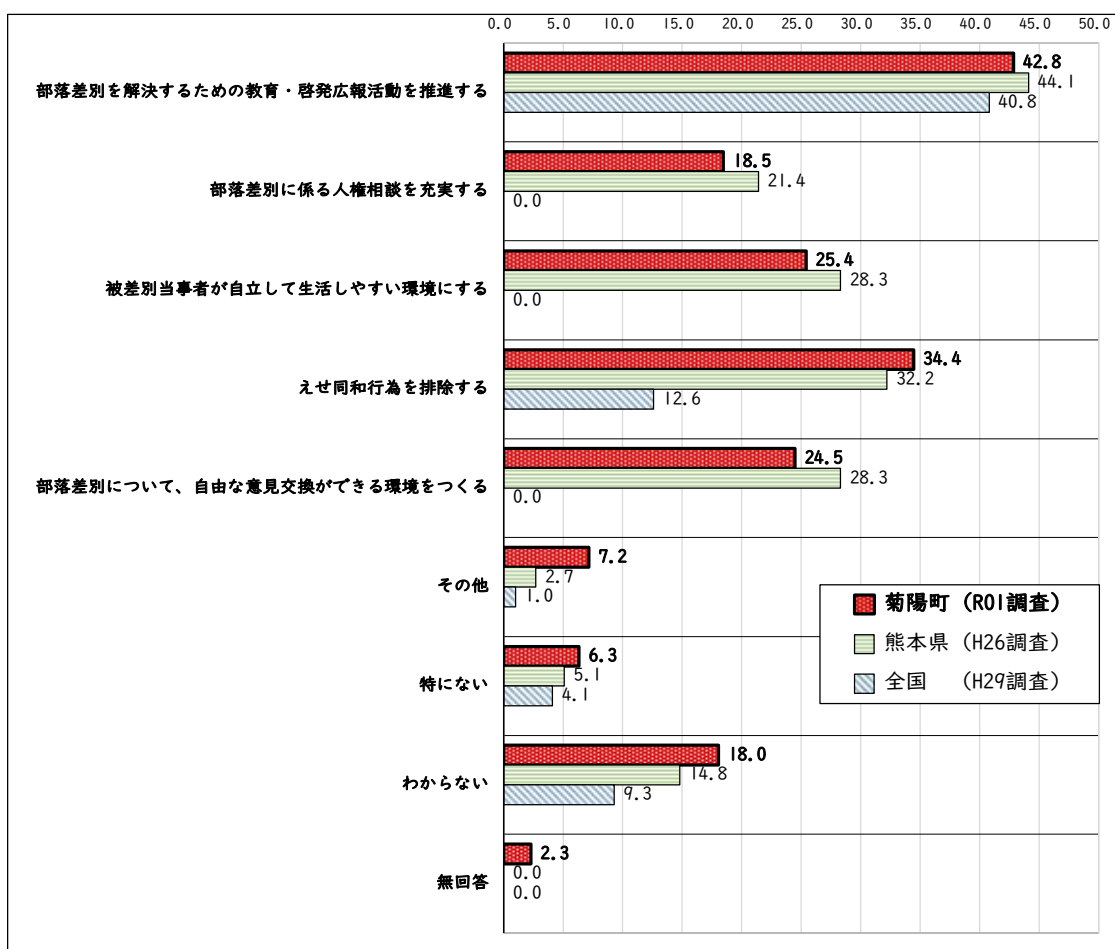
国の調査（人権擁護に関する世論調査（平成29（2017）年））。有効回収率58.6%
 県の調査（人権に関する県民意識調査（平成26（2014）年））。有効回収率47.5%

部落差別の解決に必要なと思うことについて、「町民意識調査」では「部落差別を解決するための教育・啓発広報活動を推進する」が42.8%と最も高く、次いで「えせ同和行為※14を排除する」が34.4%、「被差別当事者が自立して生活しやすい環境にする」が25.4%の順となっています。

国の調査との比較では、「えせ同和行為を排除する」が国では12.6%なのに対し、県と菊陽町では30%を超えて高くなっています。

「部落差別（同和問題）の解決に必要なことはどのようなことだと思いますか。」

（複数回答。単位 %）



※14 えせ同和行為

部落差別（同和問題）を口実に、個人・企業・行政機関等に不当な利益や義務のないことを求める行為のこと。部落差別について誤った意識を植え付け、偏見や差別意識を助長する原因となっている

(3) 課題と今後の取組

「(2) 菊陽町の現状」を受けた課題と今後の取組は下表のとおりです。

課 題		今後の取組
部落差別に関する 人権教育・啓発の 推進	これまで様々な人権教育・啓発活動を行ってきましたが、同和地区出身者との結婚や同和地区内に住居を構えることに対して、忌避意識を感じる市民がまだ一定数存在していることが分かりました。	すべての市民が部落差別の問題を正しく理解し、その解決に向けて行動できるよう、啓発イベントの内容やその開催方法、広報紙面等を工夫し、あらゆる年代を対象とした人権学習の機会を提供します。
人権教育指導者の 養成	町職員、企業、各種団体向けに定期的に研修会を行ってきましたが、すべての職員等が受講できるまでには至っていません。	町職員、企業、各種団体向けに指導者養成のための研修会の充実に取り組みます。
相談体制の充実	各種人権相談や差別事象への対応について、他機関・組織との連携や相談体制に改善の余地があります。	賤称語 ^{※15} 発言や悪質な落書き、就職や結婚に際しての差別問題、えせ同和行為等への対応について、法務局・人権擁護委員等の各種機関・組織と連携するとともに、町も全庁体制で対応できるよう人権教育・啓発課が調整を行います。また、相談を受ける職員の資質向上のため、研修会などを定期的に開催します。
インターネット上の 差別書き込みの 監視・モニタリン グ	他県においては実施しているところもありますが、熊本県及び県内市町村ではまだ実施していません。	県及び近隣市町村と連携し、実施に向け関係機関と検討を行います。
推進体制の充実	「部落差別解消推進法」に、現在もなお部落差別が存在し、これを解消することが重要な課題であることが明記されたことから、さらなる取組を行う必要があります。	「菊陽町人権教育・啓発推進本部」を中心に、施策を実行する職員の自覚を促すとともに、国や県、関係団体と連携を図りつつ、「部落差別解消推進条例」に定める部落差別の解消の推進に関する施策に取り組みます。

※15 賤称語（せんしょうご）

相手をさげすむ時に使用する言葉のこと

2 女性の人権

(1) 背景・経緯

昭和 21（1946）年に公布された日本国憲法では、政治的、経済的又は社会的関係における両性の平等が明示されており、法制上も、昭和 60（1985）年に「勤労婦人福祉法」から改正された「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」等において、男女平等の原則が確立されています。

しかしながら、人々の意識や行動、社会の習慣・慣行の中には、いまだ女性に対する差別や、女性はあるべき・男性はあるべきといった伝統的・固定的な性別役割分担意識が存在し、女性の主体的な生き方を阻んでいる状況があります。

また、性犯罪等の女性に対する暴力、配偶者・パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント^{※16}、マタニティ・ハラスメント^{※17}の問題も女性の人権に関する重大な社会的問題となっています。

国は、昭和 54（1979）年に、男女平等原則を具体化するための条約として、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が国連で採択されたことを受け、その後のあらゆる国内外の動向を踏まえ、男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目的とする「男女共同参画社会基本法」を平成 11（1999）年に制定し、同法に基づいて平成 12（2000）年に「男女共同参画基本計画」を策定しました。現在は平成 27（2015）年に策定された「第4次男女共同参画基本計画」のもとに、施策の推進を図っています。

また、平成 12（2000）年には「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」、平成 13（2001）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」等が施行されています。

さらに、自らの意志によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮できるようにするため、平成 27（2015）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行されました。その後、令和元（2019）年に、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大等、一部が改正され、雇用環境の整備やハラスメント防止対策が強化されました。

平成 30（2018）年には、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において男女の候補者の数ができるだけ均等となることや、政党等に所属する男女のそれぞれの公職の数について目標を定めるよう自主的な取組を求める「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されています。

※16 セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な言動により不利益を被ったり、仕事や学びの環境が害されたりすること

※17 マタニティ・ハラスメント

女性労働者が妊娠したこと、出産したこと等に関する上司等からの嫌がらせにより就業環境が害されたり、使用者（企業）から解雇等の不利益な取り扱いをされること

(2) 菊陽町の現状

本町では、平成 24（2012）年1月「菊陽町男女共同参画都市宣言」を行い、平成 28（2016）年3月には「菊陽町男女共同参画推進条例」を制定しました。平成 14（2002）年に発足した「菊陽町男女共同参画さんさんの会」は、各種研修会や地域リーダー研修会、日本女性会議に参加し、意識の向上に努めています。

また、毎年「よかつれフェスタ」として住民向けの講演会を開催し、町民と協働しながら男女共同参画社会の実現に向けた取組を行っています。

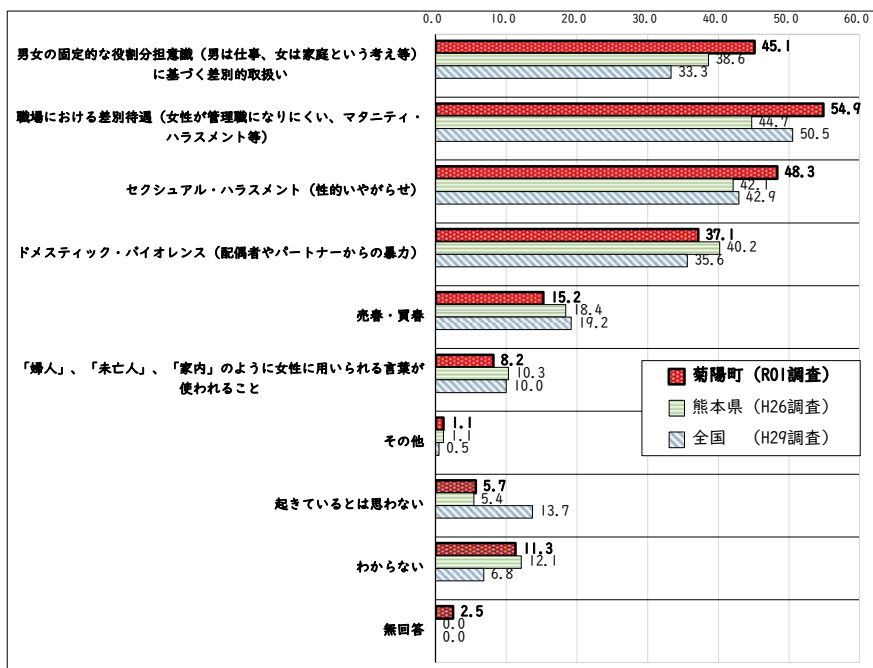
令和 2（2020）年3月には「一人ひとりの違いを認め合い パートナースhipで未来を創るまち きくよう」を基本理念とした「第2期菊陽町男女共同参画計画（令和2年度～令和6年度）」が策定され、町民が互いを尊重し、思いやりの心を持ち、性別等にとらわれることなく誰もがあらゆる分野に参画し、ともに責任を負うことにより、自分らしく生きることのできる地域社会の実現を目指して取り組んでいます。

女性に関して起きていると思う人権問題について、「町民意識調査」では「職場における差別待遇（女性が管理職になりにくい、マタニティ・ハラスメント等）」が54.9%と最も高く、次いで「セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）」が48.3%、「男女の固定的な役割分担意識（男は仕事、女は家庭という考え等）」に基づく差別的取扱い」が45.1%の順となっています。

国や県の調査との比較では、「男女の固定的な役割分担意識（男は仕事、女は家庭という考え方等）」に基づく差別的取扱い」「職場における差別待遇（女性が管理職になりにくい、マタニティ・ハラスメント等）」「セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）」の項目で、国や県よりも菊陽町の方が高くなっています。

「女性に関し、どのような人権問題が起きていると思いますか。」

（複数回答。単位 %）

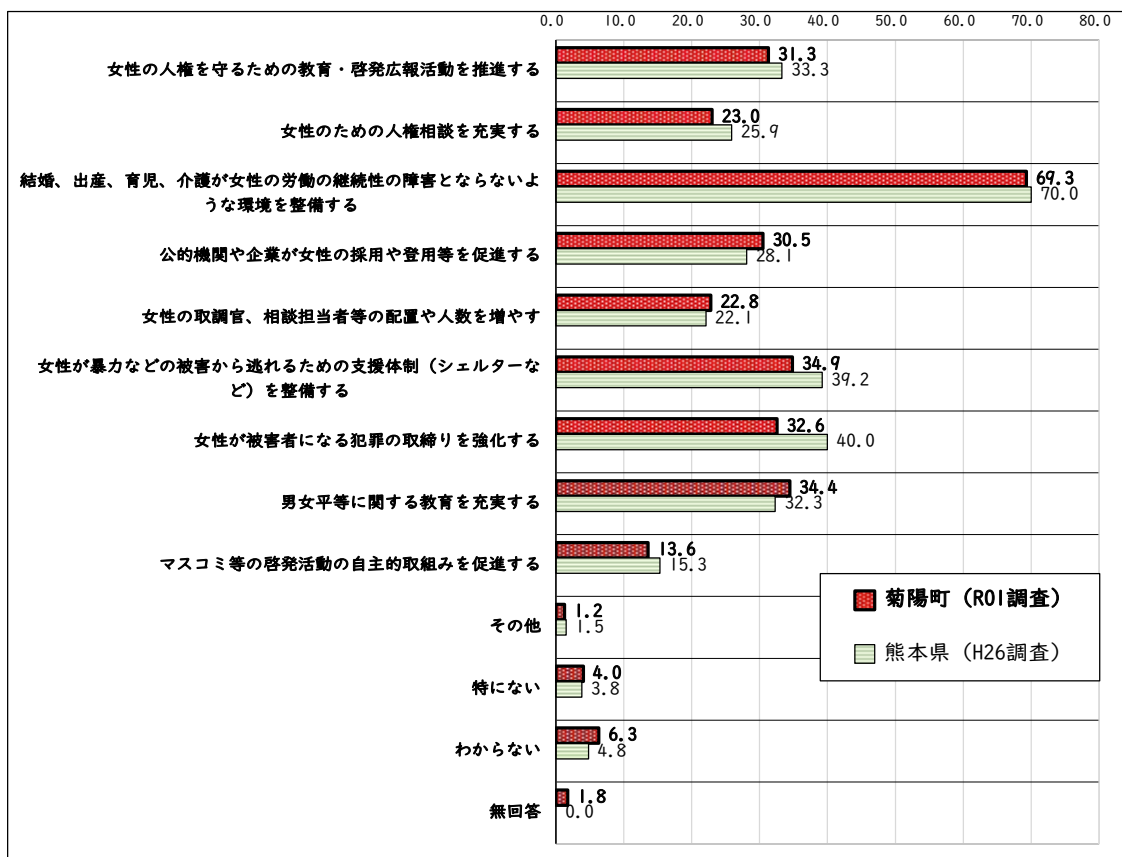


女性の人権を守るために必要だと思うことについて、「町民意識調査」では「結婚、出産、育児、介護が女性の労働の継続性の障害とならないような環境を整備する」が69.3%と最も高く、次いで「女性が暴力などの被害から逃れるための支援体制（シェルターなど）を整備する」が34.9%、「男女平等に関する教育を充実する」が34.4%の順となっています。

県の調査との比較では、全体的に県の割合の方が高くなっていますが、「公的機関や企業が女性の採用や登用等を促進する」「女性の取調官、相談担当者等の配置や人数を増やす」「男女平等に関する教育を充実する」については菊陽町の方が若干高くなっています。

「女性の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。」

(複数回答。単位 %)



(3) 課題と今後の取組

「(2) 菊陽町の現状」を受けた課題と今後の取組は下表のとおりです。

	課 題	今後の取組
女性の人権についての周知・啓発	職場における差別待遇やハラスメント(いやがらせ)が起きていると思うという回答がおよそ半数あり、みんなが働きやすい職場づくりが求められています。	女性に対するハラスメントは単なる「嫌がらせ」ではなく重大な人権問題であることを周知・啓発し、職場だけに限らず、あらゆる場面において男女平等が実現できるよう取り組みます。
性別による固定的役割分担意識の解消	男女の固定的な役割分担意識(男は仕事、女は家庭という考え方等)に基づく差別的取扱いが根強く残っていると思われます。また、家庭生活における家事・育児・介護等が女性の労働の継続性の障害とならないような環境の整備が必要だと思うという回答も多数あり、ジェンダー※19による男女差別を改善する取組が必要です。	企業に対し、法制度の順守や、すべての人が公平に能力を発揮できる環境の実現など、人権に関するCSR(企業の社会的責任)※18について啓発します。また、すべての人が、仕事と、家事・育児を両立し、互いに助け合うことができる社会の実現に向けて取り組みます。
相談体制の充実	「第2期菊陽町男女共同参画計画(令和2年度から令和6年度)」策定時に実施した住民意識調査では、DVやセクシュアル・ハラスメント等を受けた際に、「どこ(誰)にも相談しなかった」という回答が半数近くあり、公的機関の相談窓口が周知されていなかったと考えられます。	DVやセクシュアル・ハラスメント等に対応する相談窓口について引き続き周知活動を行うとともに、相談担当職員の研修を行う等、支援を求める方が相談しやすい体制を整備します。
女性の社会参画の促進	町の審議会等における女性委員登用率は、平成20(2008)年4月現在で19.7%、平成31(2019)年3月現在で21.5%とわずかに延びてきていますが、目標の30%には達しておらず、積極的に登用を呼びかけるなどさらなる取組が必要です。	積極的に女性委員の登用を行うよう各審議会・協議会等に働きかけを行います。性別等にとらわれず、だれもがあらゆる分野に参画できる社会の実現を目指します。

※18 CSR(企業の社会的責任)

「Corporate Social Responsibility」の略称で、企業が自社の利益のみを追求するだけでなく、すべてのステークホルダー(消費者や投資家に加え社会全体などの利害関係者)を視野に経済・環境・社会などのニーズの変化をとらえ、それらをいち早く価値創造や市場創造に結び付けることによって、企業の競争力強化や持続的発展とともに経済全体の活性化やより良い社会づくりを目指す自発的な取組のこと

※19 ジェンダー

生物学的な性別に対して、社会的・文化的につくられる性別のこと(男性と女性の役割の違いなど)

3 子どもの人権

(1) 背景・経緯

すべての子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進等に関しては、「日本国憲法」をはじめ、「児童福祉法」や「児童憲章」、「教育基本法」等において基本原理・理念として示されています。昭和26（1951）年に制定された「児童憲章」において、「児童は、人として尊ばれる」、「児童は、社会の一員として重んぜられる」との宣言がなされました。

国際的には、平成元（1989）年に「児童の権利に関する条約」が国連で採択され、「児童の最善の利益」の考慮等、子どもの権利保障の基準が「条約」として明らかにされています。

国内では、「日本国憲法」や「児童福祉法」において、子どもの人権の尊重や福祉の保障といった基本理念が示されました。その後、子どもの権利については、教育や福祉の分野で発展するとともに、平成6（1994）年に「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を批准した後、平成11（1999）年「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成26（2014）年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」へ名称変更）」が制定され、目的として初めて「児童の権利の擁護」が明記されました。さらに、平成12（2000）年に制定の「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」においても、提案理由の中で、「子どもの権利条約の内容を尊重する」ことが盛り込まれ、子どもの権利を擁護するための法律となっています。

また、「児童福祉法」も順次改正され、虐待を受けた児童等に対する市町村の体制強化のため、関係機関が連携を図り対応を行う「要保護児童対策地域協議会」の設置が進められました。平成28（2016）年における同法の改正においては、児童虐待に関する発生予防・対策・自立支援等の内容が盛り込まれています。その後、令和元（2019）年に「児童福祉法」と「児童虐待防止法」が改正され、親権者等による体罰の禁止、虐待を行った保護者への児童相談所による指導の努力義務等が規定されました。

さらに、深刻化するいじめ問題に、学校が組織的に対応することはもとより、関係機関や地域社会が総がかりで対峙（たいじ）するため、基本的な理念や体制を整備する必要があることから、平成25（2013）年には、「いじめ防止対策推進法」が施行されました。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、平成26（2014）年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。その後、令和元（2019）年に改正され、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進すること等、法律の目的・基本理念が充実されたほか、教育の支援については、教育の機会均等が図られるべき趣旨が明確化されました。

平成28（2016）年には、不登校の児童・生徒が教育の機会を失うことのないよう、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）」が施行されました。

(2) 菊陽町の現状

県からのスクールカウンセラー^{※20}（以下「SC」という。）やスクールソーシャルワーカー^{※21}（以下「SSW」という。）の配置に加え、菊陽町のSCやSSWも各学校に配置し、いじめ不登校対策として保護者支援を含め児童生徒の心の安定を図っています。また、適応指導教室の相談員や心の教育相談員も各中学校区に配置し、不登校をはじめ、様々な理由でサポートが必要な児童生徒の学習支援を行っています。

また、令和元（2019）年度に学校運営協議会^{※22}を設置し、学校と地域住民や保護者等が連携・協力しながら地域と一体となって特色のある学校づくりに取り組んでいます。令和2（2020）年度より統括地域学校協働活動推進員兼コミュニティ・スクール（CS）ディレクターを配置し、今までより一層学校運営協議会との連携を強化し、活動が活発になってきています。

児童虐待の発生防止・早期発見・早期対策のために、毎月の各学校からの定例報告をもとに情報収集を行い、更には子育て支援課からの情報提供やすぎなみ教室^{※23}、心の教育相談員の活動・面談記録から、必要に応じて学校と連携して助言や指導を行っています。また、SCやSSWからも情報提供があり、必要に応じて教育委員会と福祉部局が連携を図っています。

※20 スクールカウンセラー

教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名、および当該の任に就く者のことであり、俗に学校カウンセラーと呼ばれることもある。いじめや不登校などの対策として、児童・生徒・保護者・教師の相談にのるために、学校に配置される臨床心理士などの専門家のこと

※21 スクールソーシャルワーカー

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく専門家のこと

※22 学校運営協議会

教育委員会が指定する学校ごとに、当該学校の運営に関して協議するために置く機関のこと。菊陽町は全小・中学校に設置

※23 すぎなみ教室

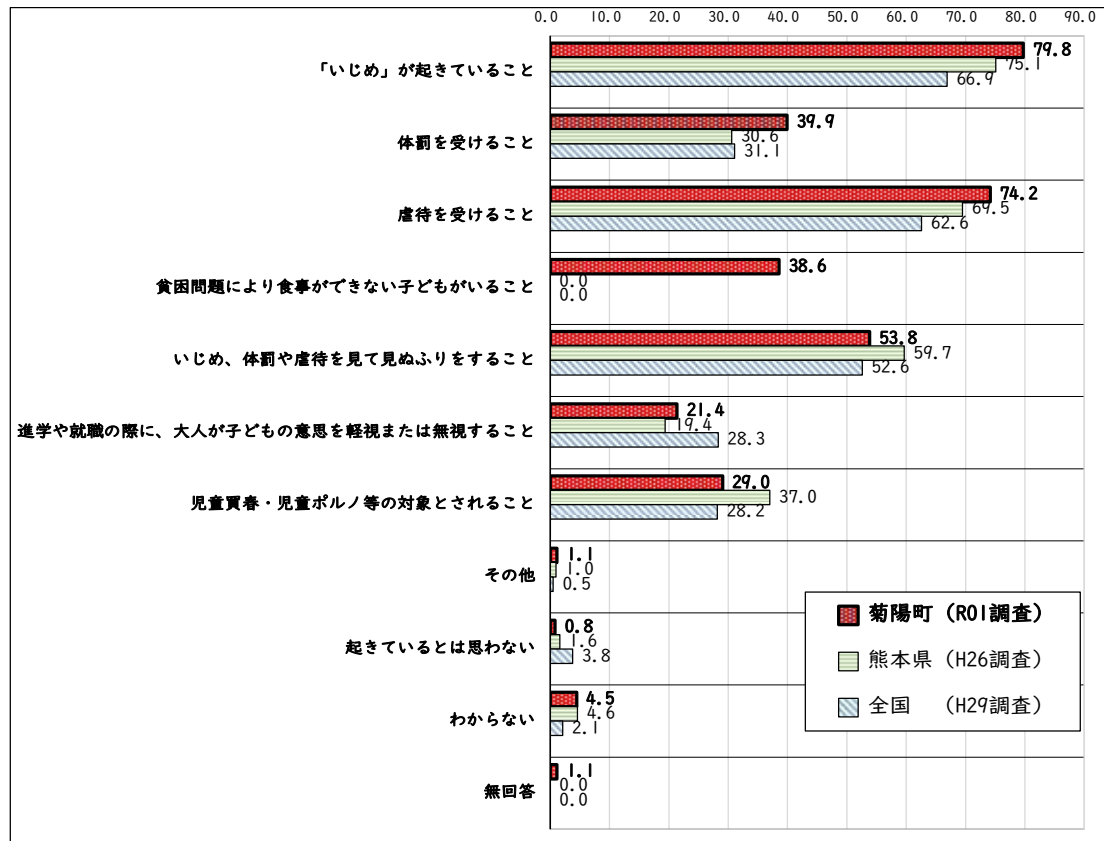
菊陽町の中学校区ごとに設置されている、不登校やその傾向のある児童生徒を対象に学校と連携を図り、教育相談やさまざまな体験活動、学習支援等を行う教室のこと（適応指導教室）

子どもに関して起きていると思う人権問題について、「町民意識調査」では「「いじめ」が起きていること」が79.8%と最も高く、次いで「虐待を受けること」が74.2%、「いじめ、体罰や虐待を見て見ぬふりをする事」が53.8%の順となっています。

国や県の調査との比較では、「体罰を受けること」の国や県の割合が30～31%なのに対し、菊陽町の割合は39.9%と10ポイント近く高くなっています。

「子どもに関し、どのような人権問題が起きていると思いますか。」

(複数回答。単位 %)



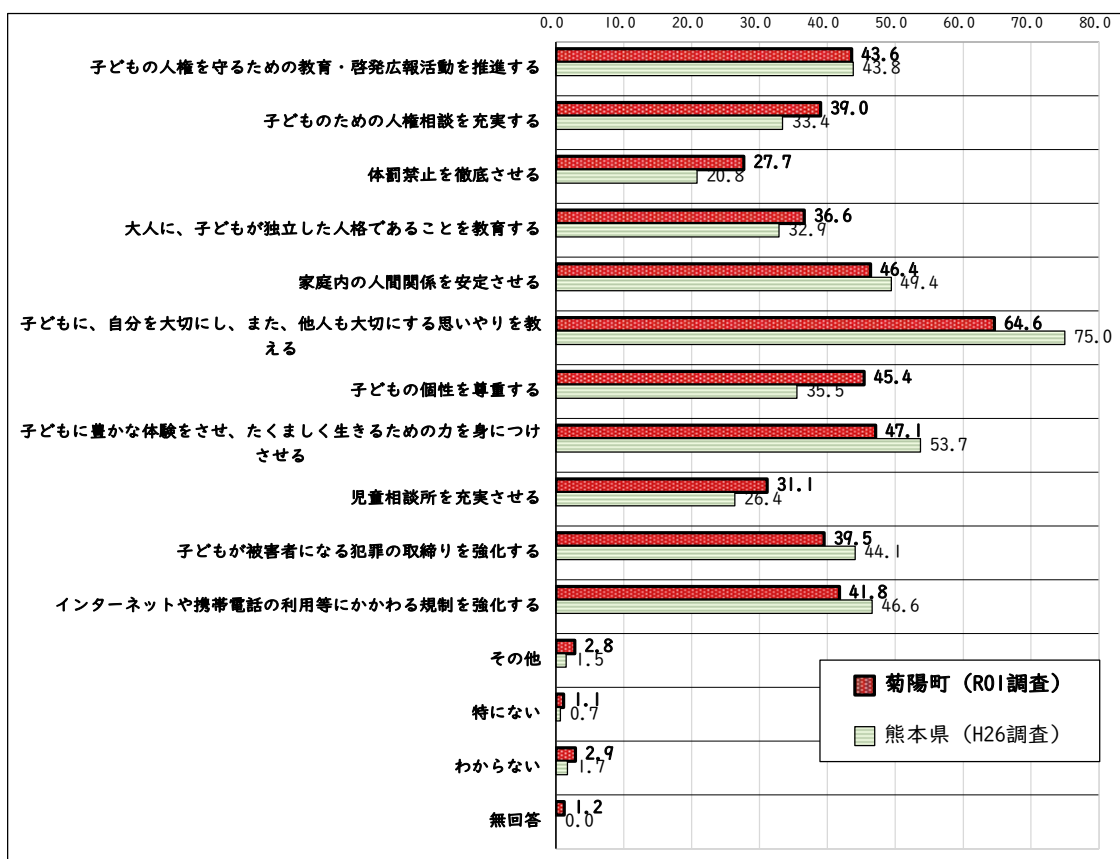
第4章 人権問題の現状と施策の方向性

子どもの人権を守るために必要だと思うことについて、「町民意識調査」では「子どもに、自分を大切にし、また、他人も大切にする思いやりを教える」が64.6%と最も高く、次いで「子どもに豊かな体験をさせ、たくましく生きるための力を身につけさせる」が47.1%、「家庭内の人間関係を安定させる」が46.4%の順となっています。

県の調査との比較では、県よりも菊陽町の方が「子どもの個性を尊重する」が9.9ポイント高くなっている一方、「子どもに、自分を大切にし、また、他人も大切にする思いやりを教える」は10.4ポイント低くなっています。

「子どもの人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。」

(複数回答。単位 %)



(3) 課題と今後の取組

「(2) 菊陽町の現状」を受けた課題と今後の取組は下表のとおりです。

	課 題	今後の取組
いじめ等の未然防止や早期発見	子どもたちの間で「いじめ」が起きていると思うという回答が8割近くあり、また「いじめ」や「体罰」「虐待」が発生しても見て見ぬふりをしていると思うという回答も半数を超えており、いじめ等の未然防止や早期発見を徹底する必要があります。	子どもたちに対し、「いじめは許さない」という意識を醸成し、人権問題が発生した際には学校や保護者、周りの大人にためらいなく助けを求めることができる信頼関係の構築に努め、教育相談体制の強化を図ります。
児童虐待防止対策の推進	子どもへの虐待が起きているのではないかと思うという回答が7割を超えており、児童虐待の問題に関して関心が高いことが分かりました。また、子どもの人権を守るために「児童相談所を充実させる」ことが必要だと思うという回答が県の調査よりも高い割合です。	子どもは地域の大人みんなで見守り・育てるという意識づくりに取り組みます。また、児童相談所等の関係機関との連携をより強化し、人権問題の早期発見・早期解決に努めます。
体罰根絶に向けた取組の徹底	子どもへの体罰が起きていると思う、子どもへの体罰禁止を徹底させることが必要だと思うという回答が県より高い割合であり、体罰の問題について町民の関心が高いことが分かりました。	いかなる理由があっても体罰は許されないことであることを保育所等・学校・保護者の共通認識とし、万が一子どもが体罰を受けた際には速やかに対応できるよう相談体制の充実に努めます。
子どもの人権についての教育・啓発	「子どもに、自分を大切にし、また、他人も大切にする思いやりを教える」ことが必要だと思うという回答が多く、また、「子どもの個性を尊重する」ことや「大人に、子どもが独立した人格であることを教育する」という回答も県の調査より高い割合であり、子どもの人権が尊重されるような取組を行う必要があります。	子どもの自尊感情を高め、コミュニケーション能力を磨き、他者への共感力・想像力を豊かにできるよう人権意識の向上を図ります。 学校や保護者に対し、研修会などで子どもの見方・考え方を知る機会を提供し、人権意識の向上を図ります。 また、周囲の大人に対しても、子どもの各種権利は保障されるものであること、子どもも大人と同等に尊重される人格であることを啓発します。

第4章 人権問題の現状と施策の方向性

課 題		今後の取組
子どもが健やかに 育つ環境づくり	保護者等の収入の低下など様々な要因により、約7人に1人の割合（14.0％）で「貧困状態にある子どもたち」が存在するといわれています。（国民生活基礎調査（令和元（2019）年））	生まれ育った家庭の状況にかかわらず、未来への希望をもち、自立できる力を身につけることができる機会の提供と、環境改善のための取組を行います。
	経済状況を問わず、すべての子どもが健やかに育つような取組が求められています。	

4 高齢者の人権

(1) 背景・経緯

日本は、出生率の低下と平均寿命の伸長等を要因として、少子・高齢化が進行しており、全国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となる超高齢社会^{※24}を迎えています。このような中、社会参加の意欲があるのに年齢を理由にその機会を奪われることや身体的虐待、食事や介護の放棄、話をしない等の心理的虐待、財産権の侵害のほか、高齢者を狙った詐欺事件の被害等「人間としての尊厳」が否定されるケースが見られます。

このような中、平成7（1995）年に、「高齢社会対策基本法」が制定されました。同法では、国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会、社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連携の精神に立脚して形成される社会、健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会の3項目の構築を基本理念として掲げ、同法に基づく「高齢社会対策大綱」を基本として、高齢者の雇用、年金、医療、福祉、教育、社会参加、生活環境等の分野において、総合的な高齢社会対策がこれまでに進められてきました。さらに、平成13（2001）年には、より一層の対策を推進するための新しい「高齢社会対策大綱」が閣議決定されています。その後、新大綱（平成30（2018）年閣議決定）により、年齢による画一化を見直したエイジレス社会^{※25}の構築、地域における生活基盤の整備による地域コミュニティの構築、技術革新の成果により高齢者が能力を発揮できる環境の整備という3つの基本的考え方に沿った高齢社会対策が進められています。

また、平成12（2000）年には「介護保険制度」が導入され、高齢者の介護を社会全体で支えていく新たな仕組みがつけられました。さらには、平成17（2005）年に「介護保険法」が改正され、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防ケアマネジメント等を総合的に行う「地域包括支援センター」の設置を市町村に義務付けました。

また、平成18（2006）年には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行されています。

※24 超高齢社会

総人口に占めるおおむね65歳以上の老年人口（高齢者）が高齢化率21%以上を超えている状態のこと

※25 エイジレス社会

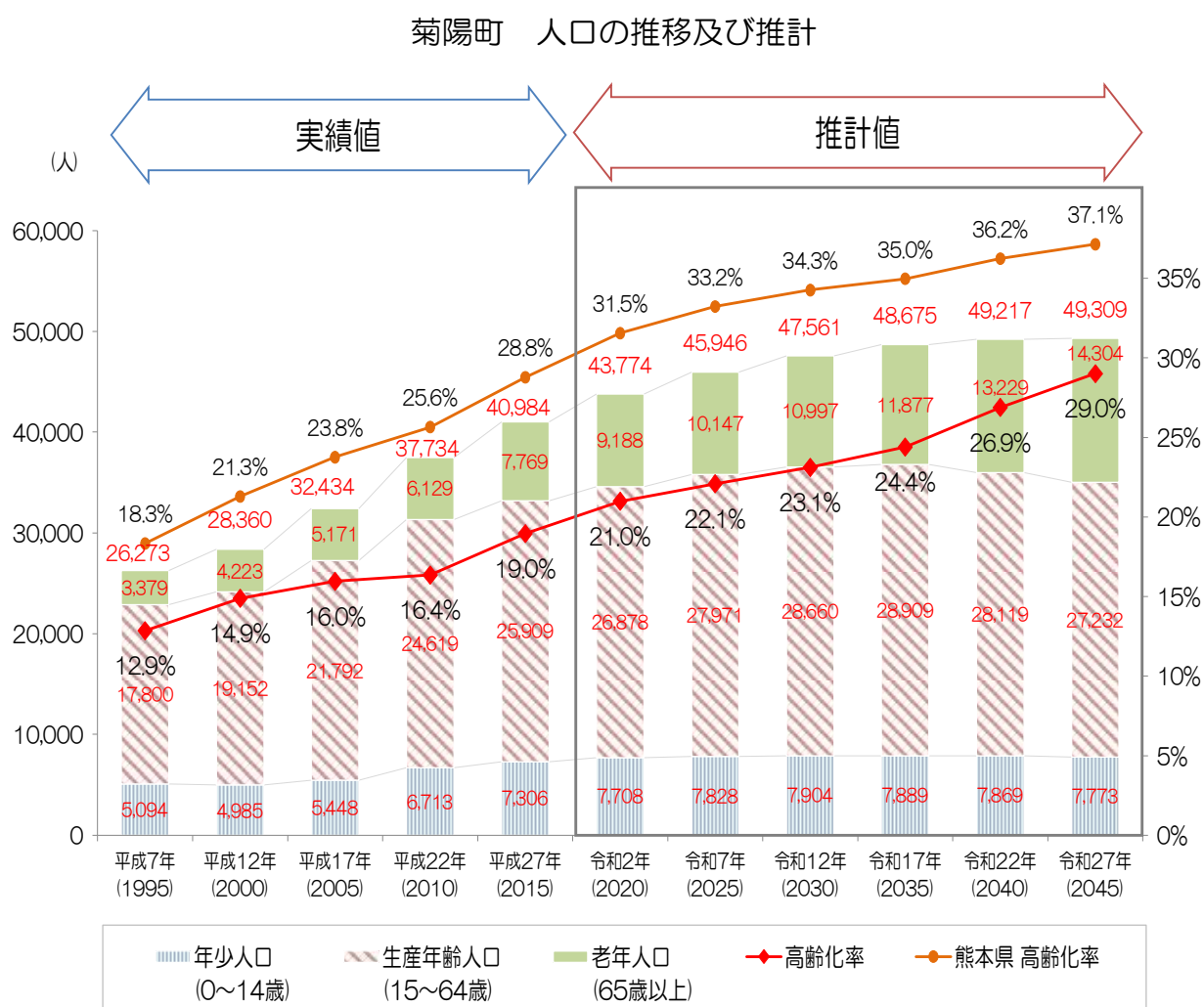
意欲と能力を持つ高齢者を社会資源とみなして活用することで、個々の地域の課題を解決し、高齢者が生きがいをもって地域社会の「支え手」となる社会のこと

(2) 菊陽町の現状

菊陽町の高齢化率は21.1%（令和2（2020）年10月現在。「熊本県の人口と世帯数（年報）」）であり、熊本県全体の高齢化率31.6%（同年報より）と比較すると、県内45市町村の中で最も低い値となっています。しかし、「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年3月推計）」によれば、令和27（2045）年の総人口について、菊陽町は人口増加が見込まれるものの、75歳以上人口については、平成25（2015）年の2.11倍の増となる試算となっています。

高齢化社会に向けた取組としては、町内の小学校の総合的な学習の中に「福祉」をテーマにした体験的な活動を取り入れる学習プログラムがあり、高齢者疑似体験を通じて加齢による身体的な変化を知ること、高齢者についての理解と認識の促進を行っています。

また、世代間交流事業の推進、高齢者大学や各種生涯学習講座の充実、ボランティア活動の振興、ゲストティーチャーとしての活用等生きがいくつくりと、社会参加の促進を行っています。



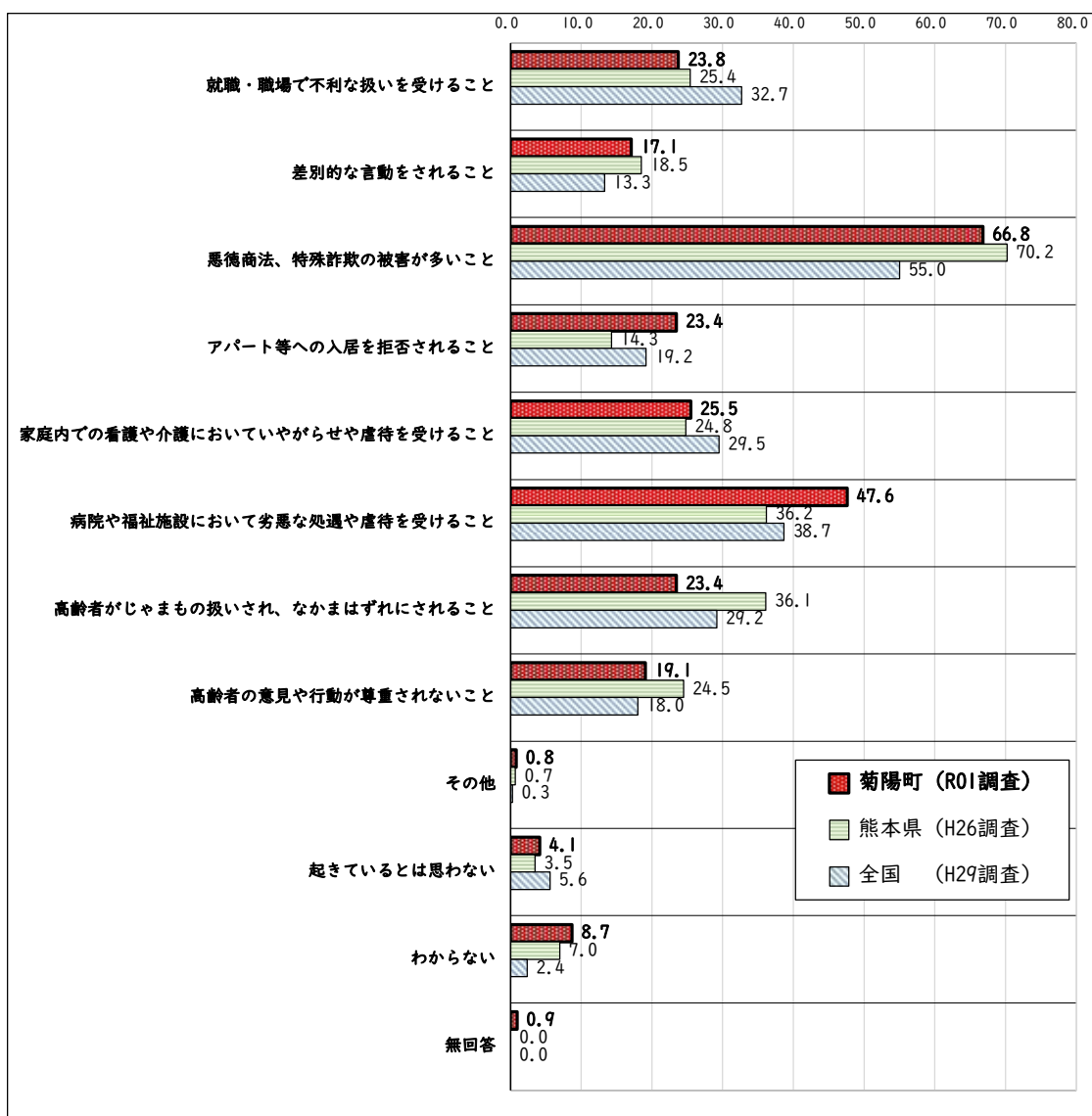
出典：平成7年～27年は「国勢調査」総務省、令和2年以降は「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」国立社会保障・人口問題研究所より

高齢者に関して起きていると思う人権問題について、「町民意識調査」では「悪徳商法、特殊詐欺の被害が多いこと」が66.8%と最も高く、次いで「病院や福祉施設において劣悪な処遇や虐待を受けること」が47.6%、「家庭内での看護や介護においていやがらせや虐待を受けること」が25.5%の順となっています。

国や県の調査との比較では、国や県よりも菊陽町の方が「アパート等への入居を拒否されること」「病院や福祉施設において劣悪な処遇や虐待を受けること」が高くなっています。

「高齢者に関し、どのような人権問題が起きていると思いますか。」

(複数回答。単位 %)



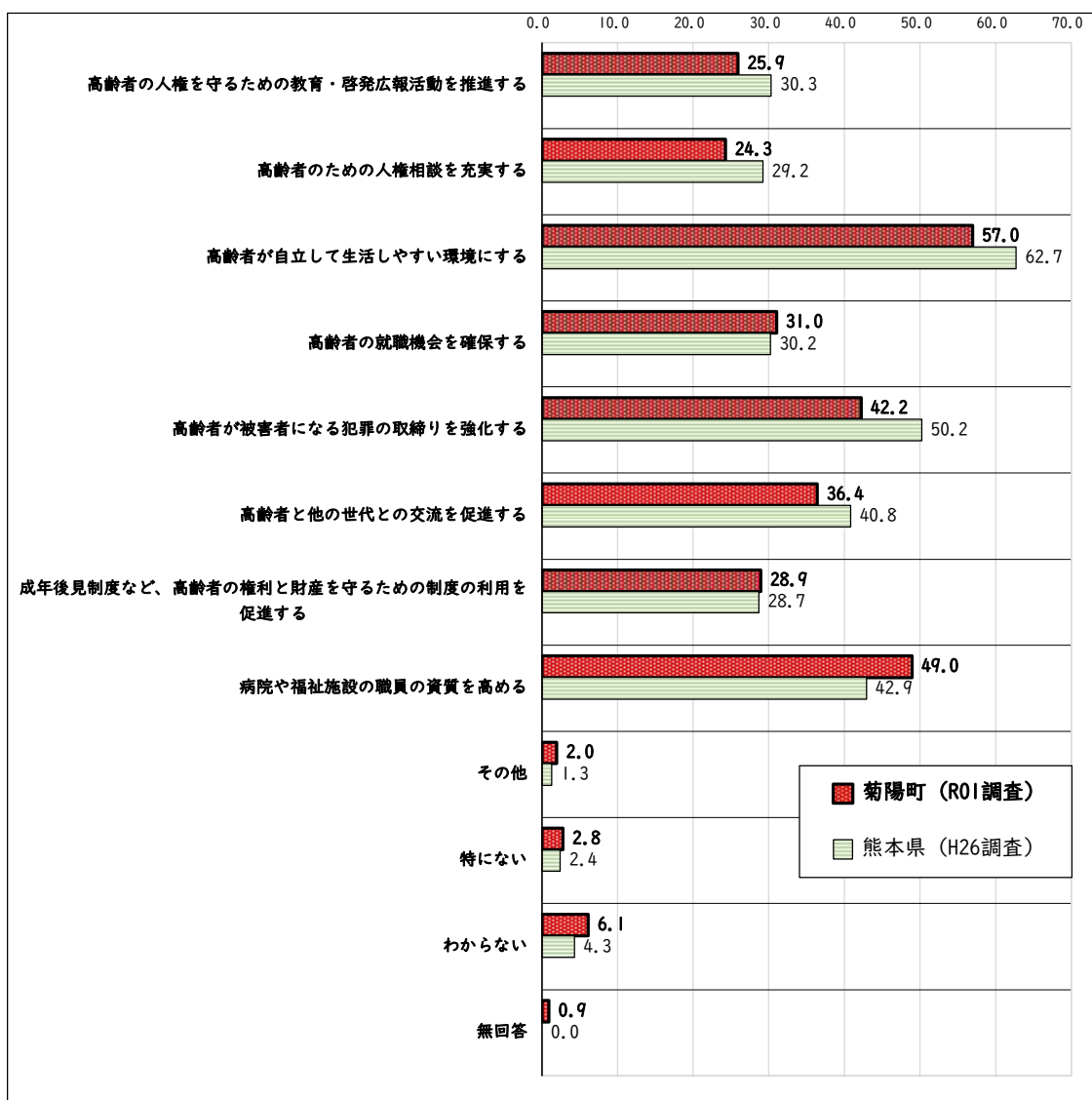
第4章 人権問題の現状と施策の方向性

高齢者の人権を守るために必要だと思うことについて、「町民意識調査」では「高齢者が自立して生活しやすい環境にする」が 57.0%と最も高く、次いで「病院や福祉施設の職員の資質を高める」が 49.0%、「高齢者が被害者になる犯罪の取締りを強化する」が 42.2%の順となっています。

県の調査との比較では、全体的に県の割合の方が高くなっていますが、「病院や福祉施設の職員の資質を高める」は、菊陽町の方が 6.1 ポイント高くなっています。

「高齢者の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。」

(複数回答。単位 %)



(3) 課題と今後の取組

「(2) 菊陽町の現状」を受けた課題と今後の取組は下表のとおりです。

	課 題	今後の取組
高齢者虐待防止対策の推進	病院や福祉施設において劣悪な処遇や虐待を受けていると思うという回答が、国や県の調査よりも高くなっています。 また、家庭内における高齢者虐待は、家族等の介護疲れに起因するストレスの増大や、家庭内における精神的・経済的な依存関係のバランスの崩れ等、様々な要因が重なり合って発生しており、早期発見・早期対応や高齢者及び養護者への支援が必要です。	高齢者に関する虐待等の相談窓口を介護保険課及び地域包括支援センターに設置しており、本人や家族、地域からの相談に対応しています。 高齢者虐待の発生予防・早期発見のためには、町や介護事業者、警察等の関係機関はもとより、地域住民自らが高齢者虐待に関する正しい知識と理解のもとに取り組むことが重要であることから、相談体制や研修体制を強化し、支援します。
犯罪被害から高齢者を守る取組の推進	悪徳商法、特殊詐欺の被害が多いと思うという回答と、人権を守るために「高齢者が被害者になる犯罪の取締りを強化する」ことが必要と思うという回答が約4割あり、犯罪被害から高齢者を守る取組を推進する必要があります。	当事者となる高齢者に対し、高齢者を狙う犯罪に関する情報の提供、相談窓口の周知などを行います。 また、家族や地域の見守りの必要性を啓発し、高齢者を守る意識づくりを推進します。
高齢者が生活しやすい環境の整備	高齢者の人権を守るために「高齢者が自立して生活しやすい環境にする」ことが必要だと思うという回答が5割を超えており、高齢者が生活しやすい環境を整備する必要があると考えられます。	学校教育をはじめ、教育活動全体を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題等の課題に関する理解を深めるための教育を教育委員会と連携して推進します。 元気な高齢者が社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながるため、高齢者の元気づくりのためのネットワークの強化を図り、関係機関の協力を得て、高齢者の積極的な社会参加を推進します。

5 障がいのある人の人権

(1) 背景・経緯

障がいのある人が地域で安心して生活を送ることができる社会にするためには、障がいのある人一人ひとりの人権が尊重されるとともに、その権利・利益が擁護されなければなりません。

国際的には、国連において昭和 46（1971）年に「知的障害者の権利宣言」が、昭和 50（1975）年に「障害者の権利宣言」が採択され、これを契機に昭和 51（1976）年には、昭和 56（1981）年を「国際障害者年」とする決議が採択され、障がい者の社会への完全参加と平等の確保が各国に呼びかけられました。さらに、昭和 58（1983）年から 10 年間を「国連・障害者の 10 年」と位置付け、「ノーマライゼーション」※26 の理念が世界各国に広がっていきました。また、平成 18（2006）年 12 月に「障害者権利条約」が採択されました。

国内では、昭和 57（1982）年に「障害者対策に関する長期計画」が策定され、また、平成 5（1993）年には「障害者基本法」が施行されました。この法律では、「全ての障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されていること」と規定されており、リハビリテーション※27 とノーマライゼーションの理念の下に福祉施策を展開しました。

また「障害者基本法」の制定に併せた「障害者対策に関する新長期計画」の策定や、平成 7（1995）年策定の「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」等、長期的視点に立った障がい者施策の取組が図られ、平成 14（2002）年に新しい「障害者基本計画」と併せて、同基本計画の前期5年間に係る「重点施策実施5か年計画」が策定されました。

平成 18（2006）年には「障害者自立支援法」が施行され、障がいのある人が自立し地域で安心して暮らせる社会の実現を目指すための施策方針を示し、さらに平成 25（2013）年 4 月には障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に名称を変更し、その基本理念も障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるように総合的に支援することを目的としたものへと改められました。

平成 28（2016）年には「障害者差別解消法」が施行され、各行政機関等や事業者において、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供をはじめとする取組が行われています。

さらに、平成 30（2018）年度から「障害者総合支援法」、「障害者の雇用の促進等に関する法律」、「児童福祉法」等の改正法が施行される等、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しています。

※26 ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障がい者の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障がい者福祉の重要な理念。障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方のこと

※27 リハビリテーション

一般的には「障がいのある人の機能回復のための訓練」と考えられているが、広くは「人間らしく生きる権利」（全人間的復権）を意味する

熊本県においては、「障がいのある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」を平成 24（2012）年4月から施行し、すべての県民が互いに支え合い、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指しています。

菊陽町においては、「第3期菊陽町障がい者計画」（平成 30（2018）年度から令和5（2023）年度まで）を策定し、「こころ触れ合う ともに支えあうまち きくよう」を基本理念に、総合的かつ効果的な障がい者施策の推進を図っています。

（2）菊陽町の現状

障がいのある人の人権についての理解と認識の促進のため、ガイドブックやホームページ等を活用し、町民への啓発広報活動を実施しています。また、令和元（2019）年10月に「障害者差別解消法」に対応した職員対応要領を作成し、職員の意識啓発に努めるとともに、ハートフルパス制度^{※28}のさらなる周知徹底にも努めています。

さらに、いきいきと暮らしていけるようなやさしい町づくりのために、バリアフリー化の推進やボランティアの養成・確保に努めています。

町内の小学校の総合的な学習の中に「福祉」をテーマにした体験的な活動を取り入れる学習プログラムがあり、車いすや視覚障がい体験授業を通じて障がいのある人の人権についての理解と認識の促進を行っています。

※28 ハートフルパス制度

熊本県障がい者等用駐車場利用証制度。公共施設や店舗等に設置されている障がい者等用駐車場を適正に利用してもらうため、県内共通の利用証（ハートフルパス）を交付し、本当に必要としている人のために駐車スペースの確保を図る制度のこと

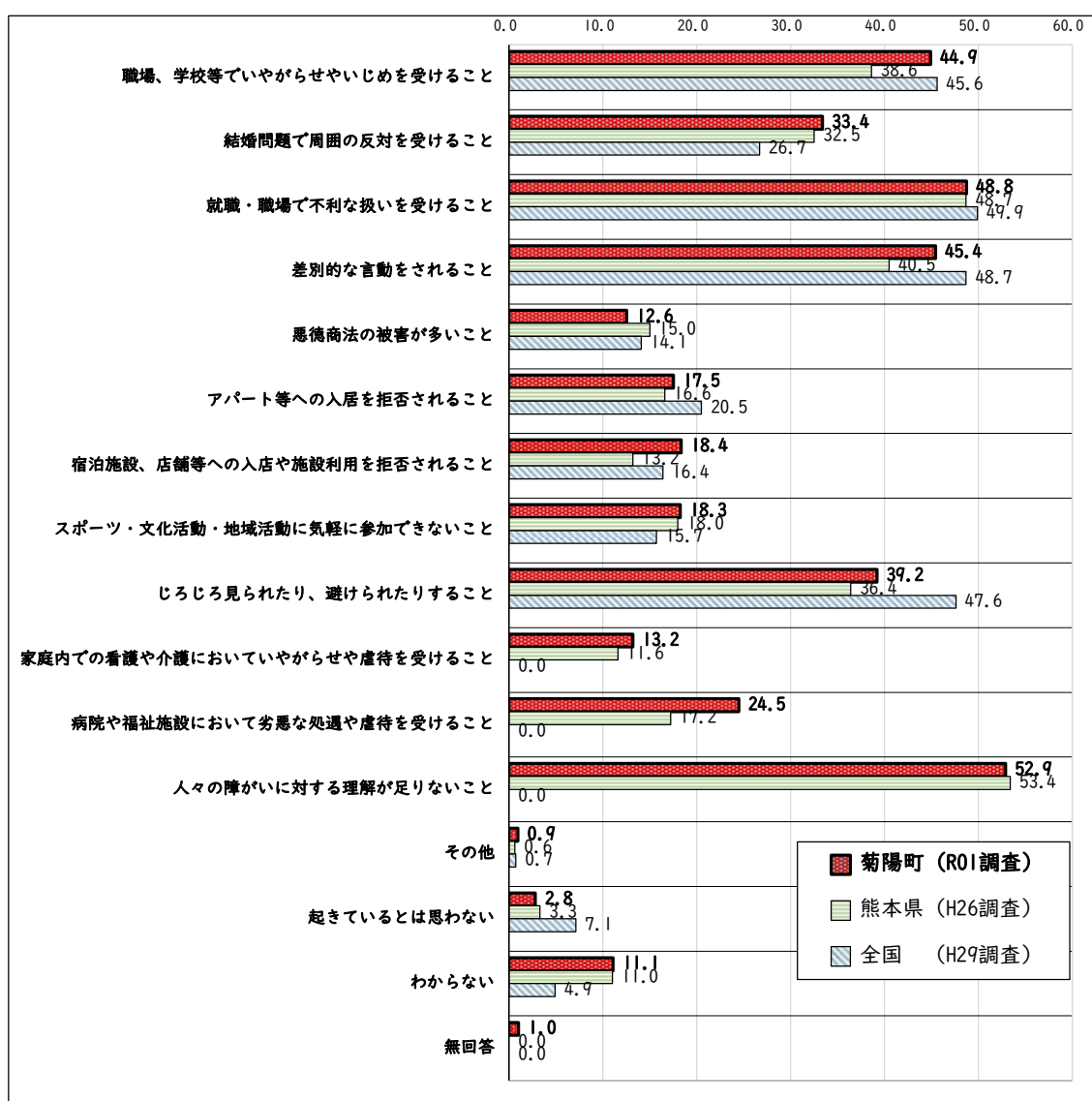
第4章 人権問題の現状と施策の方向性

障がいのある人に関して起きていると思う人権問題について、「町民意識調査」では「人々の障がいに対する理解が足りないこと」が 52.9%と最も高く、次いで「就職・職場で不利な扱いを受けること」が 48.8%、「差別的な言動をされること」が 45.4%の順となっています。

国や県の調査との比較では、国よりも県と菊陽町の方が「結婚問題で周囲の反対を受けること」が高くなっています。また、「職場、学校等ではいじめやいじめを受けること」「宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること」「病院や福祉施設において劣悪な処遇や虐待を受けること」では、県よりも菊陽町の方が5ポイント以上高くなっています。

「障がい者に関し、どのような人権問題が起きていると思いますか。」

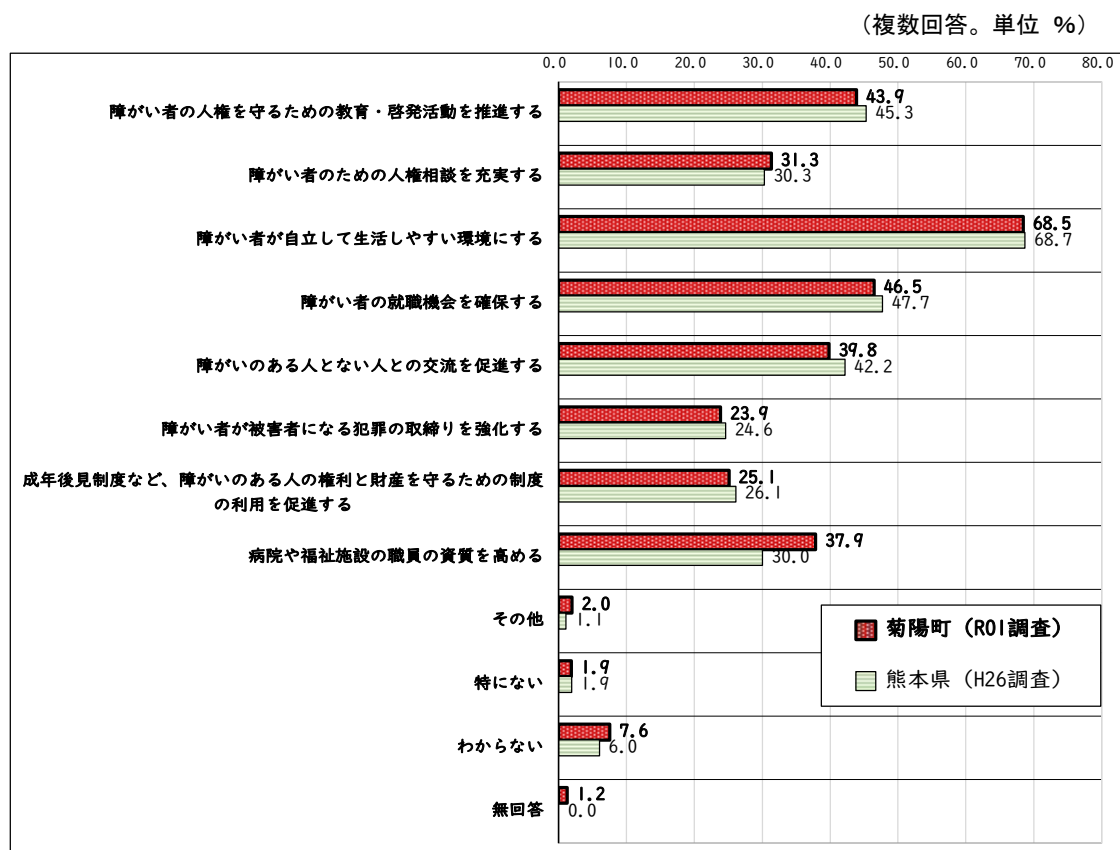
(複数回答。単位 %)



障がいのある人の人権を守るために必要だと思うことについて、「町民意識調査」では「障がい者が自立して生活しやすい環境にする」が 68.5%と最も高く、次いで「障がい者の就職機会を確保する」が 46.5%、「障がい者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する」が 43.9%の順となっています。

県の調査との比較では、ほぼ県と同様の結果ですが、「病院や福祉施設の職員の資質を高める」は、県よりも菊陽町の方が 7.9 ポイント高くなっています。

「障がい者の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。」



(3) 課題と今後の取組

「(2) 菊陽町の現状」を受けた課題と今後の取組は下表のとおりです。

	課 題	今後の取組
障がいのある人に対する理解促進	「人々の障がいに対する理解が足りない」と思うという回答が半数を超えており、また、「職場、学校でいやがらせやいじめを受ける」「就職・職場で不利な扱いを受ける」「差別的な言動をされる」ことが起きていると思うという回答が半数近くあることから、障がいのある人に対する理解不足が課題となっています。	町、学校、企業などに向け、障がいのある人の身に起こっている差別の現状と、それらを解消するため対策について啓発を行います。 また、町民に対し、研修会などを通じて当事者の声を聞く機会を設けることで、障がいのある人に対する認識と理解を深め、互いに相手を思いやる気持ちの向上に努めます。
障がいのある人が生活しやすい環境の整備	「障がい者が自立して生活しやすい環境にする」ことが必要だと思うという回答が約 7 割あり、生活環境の整備が求められています。	ハートフルパスの申請手続きを町で行うことが可能になり、県庁や保健所まで出向かずに済むため利便性が向上しています。この制度の周知徹底を推進します。 学校や町施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン※29 に配慮した生活環境の整備のほか、公共交通機関の対策など、障がいを理由に行動が制限される不利益が生じないように、障がいのある人が自立して生活しやすい環境に向けたあらゆる取組を行います。
障がい福祉サービスの充実	「病院や福祉施設の職員の資質を高める」ことが必要だと思うという回答が、県の割合よりも高く、サービスの質の向上が求められています。	障がいのある人と接する機会の多い病院や福祉施設関係者の資質を高めることで、サービスが向上するよう取り組みます。 また、継続して菊陽町社会福祉協議会や関係各課と連携し、ボランティアの養成・確保や意識啓発に努めます。

※29 ユニバーサルデザイン

ユニバーサル=普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインされたもののこと

情報、サービスやコミュニケーションも含む「すべての人が生活しやすい社会のデザイン」といった広い概念としても使われている

課 題	課 題	今後の取組
文化・芸術・スポーツなどの取組について	平成 23（2011）年に「スポーツ基本法」が施行され、「障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行う事ができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」とされました。 また、文化芸術活動を通じた障がいのある人の個性と能力の発揮を目的として、平成 30（2018）年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されています。 「障がい者がスポーツ・文化活動・地域活動に気軽に参加できないこと」が起きていると思うという回答は国や県の調査よりも高い割合となっています。 障がいのある人の社会参加を推進していくための取組が必要です。	障がい者スポーツの普及促進、競技環境の充実、競技者の知名度アップなどに取り組みます。 文化芸術活動を通じた障がいのある人の社会参加の促進を図るため、広報や会場の提供など活動のサポートなどを行います。

6 外国人の人権

(1) 背景・経緯

我が国に入国する外国人は増加しており、令和元（2019）年には約 3,119 万人（再入国者を含む。）で、過去最高となっています。こうした中、言語、宗教、習慣等の違いから、日本国内に居住する外国人をめぐって様々な人権問題が発生しています。特に、外国人技能実習生が一部の悪質な受入企業によって劣悪な環境に置かれている問題や、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）の問題などが社会的関心を集めています。

国では、平成 18（2006）年に、グローバル化^{※30}の進展を背景に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、国籍や民族等の違いを超えて互いの文化の差異を認め合い、対等な関係を築いて共に生きる多文化共生の地域づくりを推進しています。

また、法務省では外国人に対する偏見・差別を解消し、国際化時代にふさわしい人権意識を育てることを目指して、「外国人の人権を尊重しよう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種啓発活動を実施しています。

また、平成 28（2016）年に「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、外国人に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進しています。

令和元（2019）年には、外国人や帰国子女などへの日本語教育が地域の活力向上に寄与するという考えから、個人の置かれている状況や能力、進路などの希望に応じた日本語教育を受ける機会を確保することや、海外にルーツを持つ子どもの家庭における母語への配慮などを理念に盛り込んだ「日本語教育の推進に関する法律」が施行されました。

なお、日本が批准している「児童の権利条約」、「国際人権規約」においては、すべての者に対して初等教育を義務化・無償化することが求められています。

(2) 菊陽町の現状

町と菊陽町人権教育推進協議会（帰国・外国人教育推進部会）による「多文化共生学習会」を、小学生の部と中学生の部、それぞれ1 講座実施しています。

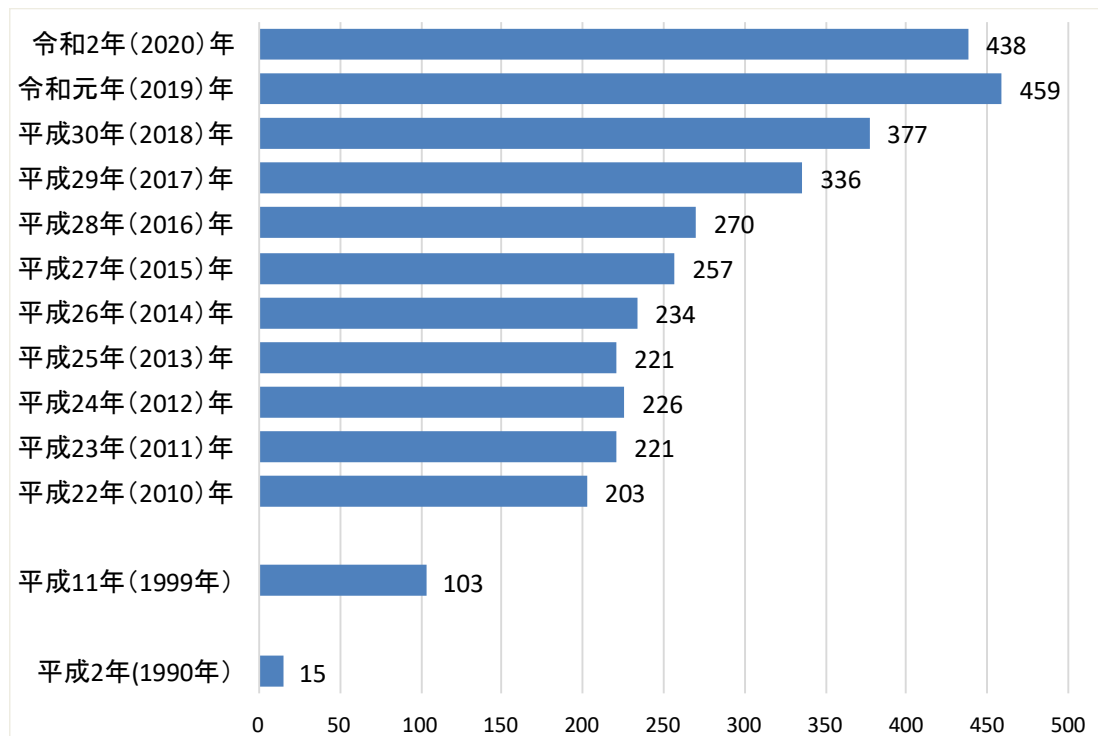
また、毎年、オーストラリアのバックスマーシュグラマー校（以下「BM 校」という。）と交流をしています。BM 校の生徒が菊陽町にホームステイをし、小中学校に交流にいたり、菊陽中学校や武蔵ヶ丘中学校の生徒がオーストラリアにホームステイをし、BM 校での交流をしたりと国際交流が盛んにできています。

また、窓口事務等では、ポータブル翻訳機を使用し、窓口のコミュニケーションの円滑化に努めています。

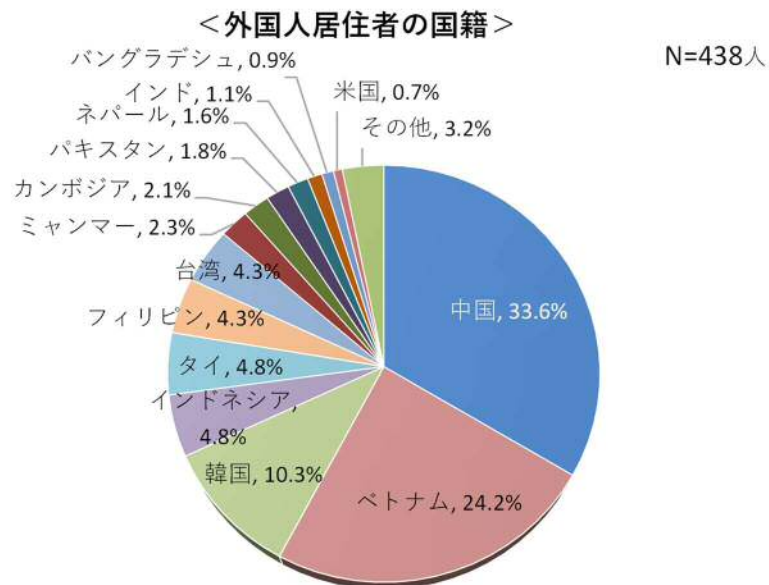
※30 グローバル化

社会的あるいは経済的な関連が、国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化を引き起こす現象のこと

外国人居住者の人口推移（菊陽町）



※単位は「人」、基準日は「12月31日現在」
 ※平成23(2011)年以前の数値は「外国人登録者数」
 平成24(2012)年以降の数値は「在留外国人数（住民基本台帳）」
 （「住民基本台帳法の一部を改正する法律」（平成24年7月9日施行））



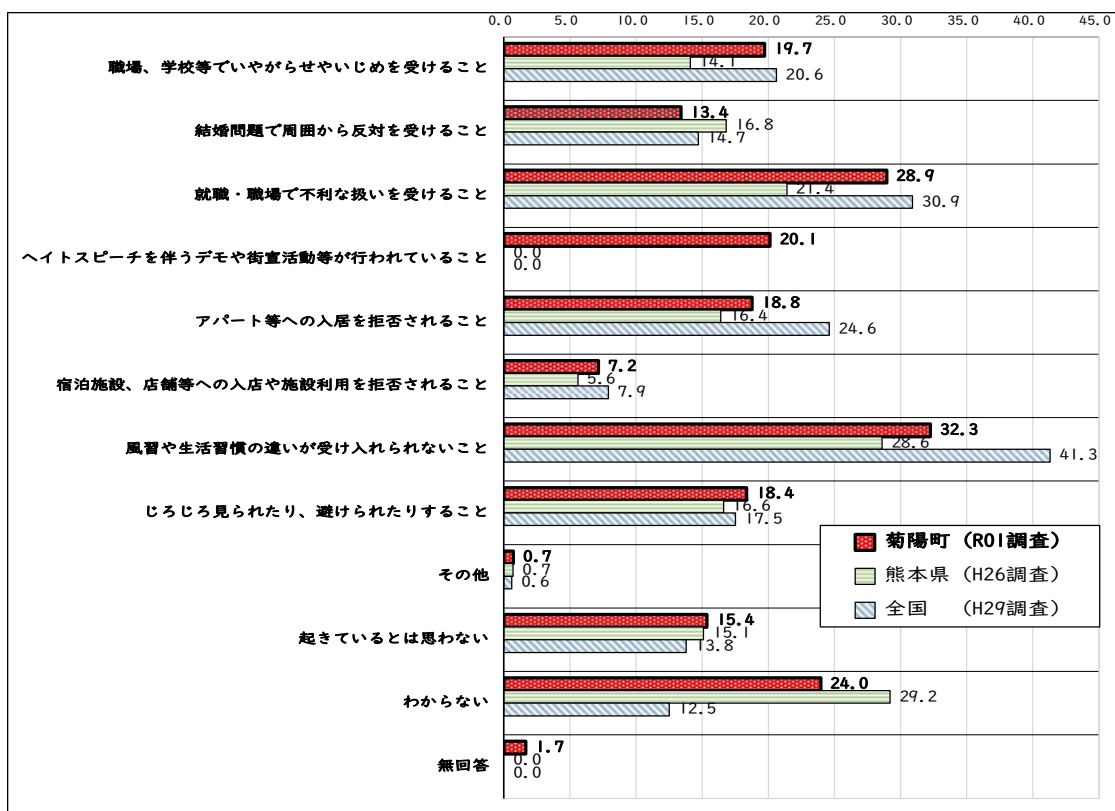
第4章 人権問題の現状と施策の方向性

日本に居住している外国人に関して起きていると思う人権問題について、「町民意識調査」では「風習や生活習慣の違いが受け入れられないこと」が32.3%と最も高く、次いで「就職・職場で不利な扱いを受けること」が28.9%、「わからない」が24.0%の順となっています。

国や県の調査との比較では、全体的に県の割合よりも高くなっていますが、「結婚問題で周囲から反対を受けること」は国や県よりも低くなっています。

「日本に居住している外国人に関し、どのような人権問題が起きていると思いますか。」

(複数回答。単位 %)

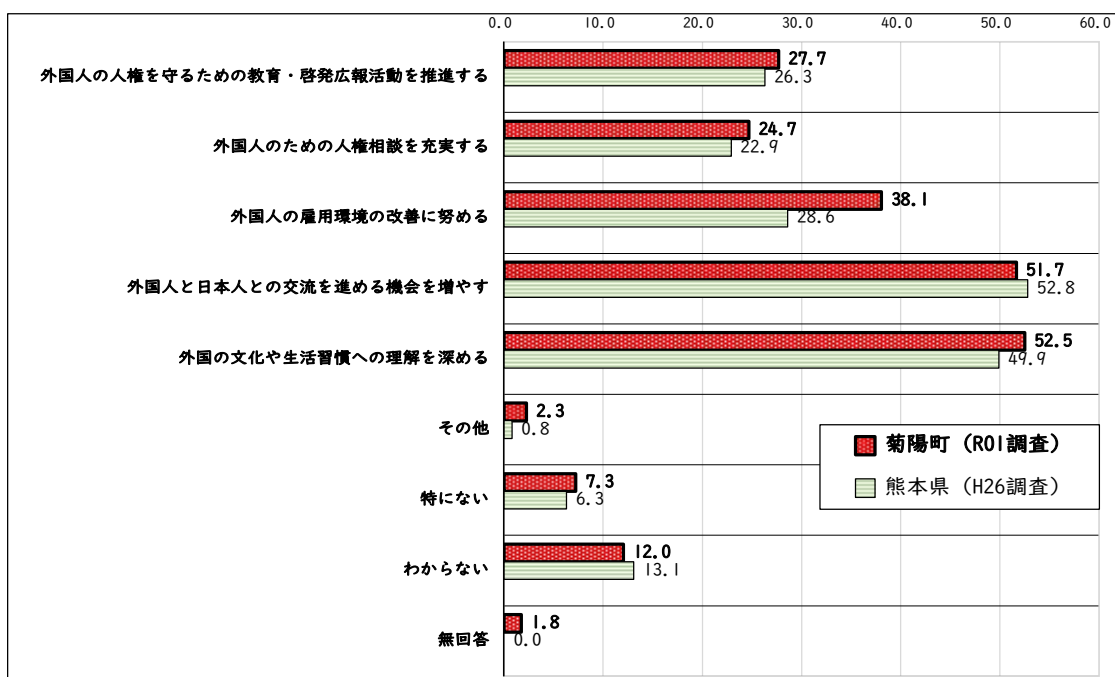


日本に居住している外国人の人権を守るために必要だと思うことについて、「町民意識調査」では「外国の文化や生活習慣への理解を深める」が52.5%と最も高く、次いで「外国人と日本人との交流を進める機会を増やす」が51.7%、「外国人の雇用環境の改善に努める」が38.1%の順となっています。

県の調査との比較では、県よりも菊陽町の方が「外国人の雇用環境の改善に努める」が9.5ポイント高くなっています。

「日本に居住する外国人の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。」

(複数回答。単位 %)



(3) 課題と今後の取組

「(2) 菊陽町の現状」を受けた課題と今後の取組は下表のとおりです。

	課 題	今後の取組
日本人住民と外国人住民の相互理解の促進	「風習や生活習慣の違いが受け入れられないこと」が起きていると思うという回答が3割を超えており、また、外国人の人権を守るためには「外国の文化や生活習慣への理解を深める」「外国人と日本人との交流を進める機会を増やす」ことが必要だと思いうという回答は半数を超えています。多様性を認め合うことの大切さを啓発していくことが必要です。	町や自治会などで決めたルール（ゴミ収集など）を説明したり、行政手続きについて多言語で対応したりするなど、同じ菊陽町民として安心して暮らすことができるよう支援体制の充実に努めます。また、日本人住民に対しても、相手の国の食文化や生活習慣など異なる文化を知り、理解することで、互いを尊重し合う社会が実現できるよう取り組みます。
雇用の場における外国人の人権擁護	「就職、職場で不利な扱いを受けること」が起きていると思うという回答が約3割あります。また、外国人の人権を守るためには「外国人の雇用環境の改善に努める」ことが必要だと思いうという回答は県よりも高い割合です。外国人の労働環境に関して、人権問題が発生しやすい状態だと考えられます。	外国人は単に安価な労働力という扱いではなく、日本人と同じく企業を支えている存在であるという意識づくりについて啓発に努めます。
外国人の人権についての教育・啓発の推進	外国人に関して起きていると思いう人権問題については「わからない」という回答が2割以上あり、外国人の人権についての教育・啓発の推進が必要です。	外国人が身近にいることや、今後、学校や職場などで外国人と関わるが多くなることが予想されることについて、事前に知識を深めることで外国人の人権について配慮することができることなどを啓発します。

	課 題	今後の取組
日本語教育の推進	保護者の仕事の都合などで、日本語を母語（幼少期に自然に覚えた言語）としない子どもたちが来日し、日本語の能力が不十分なまま授業に臨むことで、学習の遅れが生じ、将来の進学・就業に影響が出ることが問題視されています。	菊陽町では、「日本語教育の推進に関する法律」が施行される以前から、菊陽町人権教育推進協議会（帰国・外国人教育推進部会）による学習会を実施していますが、今後、グローバル社会の進展によって、外国人労働者の家族を伴っての来日がさらに増えることが予想されるため、日本語教育の環境の充実に努めます。
母語保障の推進	外国にルーツを持つ子どもたちが日本語に適應すると、母語を使用する機会が減って母語の言語能力が低下することがあります。その結果、母語でしかコミュニケーションができない家族との意思疎通が困難になったり、帰国後の生活に支障をきたす場合があるため、母語を保持・伸長する必要があります。	今後、日本語以外の母語を有する家庭の実態把握と、日本語指導と併せて母語に触れる機会を増やすなどの取組に努めます。
相談・支援窓口の充実	日常生活を送る上で、各種手続きは日本語でのみ対応していることが多く、また、日本語を母語としない外国人住民にとって、悩みごとや困ったことがあるときに、どこに相談していいかわからないケースが多いと考えられるため、多言語対応の相談窓口の案内等の周知に取り組む必要があります。	外国人住民が生活の中で困っていることに対し、関係機関と連携して、多言語での相談に対応できる体制を整備します。また、職員が他国の文化・風習・宗教の違い等に関する知識を深めることで、問題解決の支援ができるよう努めます。

7 ハンセン病回復者及びその家族の人権

(1) 背景・経緯

ハンセン病は「らい菌」という細菌による感染症ですが、感染力は極めて弱く、現在は治療方法が確立し、治癒する病気です。本県には、全国最大規模のハンセン病療養所である「国立療養所菊池恵楓園」があり、170人（令和2（2020）年5月1日現在）が暮らしています。

以前日本においては、ハンセン病は特殊な病気として扱われ、明治40（1907）年「癩予防二関スル件」から平成8（1996）年4月1日に「らい予防法」が廃止されるまで、患者に対して施設入所を強制する隔離政策がとられてきました。このことに伴い、患者は、非人間的な扱いを受け、患者とその家族はいわれなき差別と偏見に苦しめられてきました。

平成13（2001）年には、強制的な隔離政策に対して療養所の入所者等が提訴していた裁判で、国の賠償責任を認める判決が熊本地方裁判所より出されました。国は控訴を断念し、同年に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」（以下「ハンセン病問題基本法」という。）が定められ、損失補償や名誉回復等を国が行うこととされています。

さらに、平成20（2008）年には、偏見や差別の解消を更に推し進めるため、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定されています。同法の制定により、国立療養所の土地及び施設・設備を、地域住民等へ開放することができるようになりました。

平成26（2014）年には、「熊本県『無らい県運動』^{※31}検証委員会」から「無らい県運動」によって作りだされた差別や偏見をなくすこと、入所者への十分な医療や福祉を確保すること、らい予防法違憲国家賠償訴訟に対する国の責任を認める判決の成果を風化させないことなどの課題が残されていて、これを解決することが国や自治体などの責務との報告がなされ、これを受けて平成27（2015）年3月に「熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会」が設置されました。

令和元（2019）年6月には、ハンセン病家族訴訟に対する国の損害賠償責任を認める熊本地方裁判所判決が出され、国はこれに控訴せず、判決は確定しました。「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」、「名誉回復を図る改正ハンセン病問題基本法」が同年11月に施行され、今後、ハンセン病回復者の家族についても損失補償や名誉回復等の措置が進められることとなりました。

※31 無らい県運動

昭和6（1931）年に「癩（らい）予防法」が公布され、絶対隔離政策が実施されてから行われた、県内からすべての癩病（ハンセン病）患者を療養所に隔離・強制収容させ、放浪患者や在宅患者を県内から一掃しようという官民一体となった運動のこと

(2) 菊陽町の現状

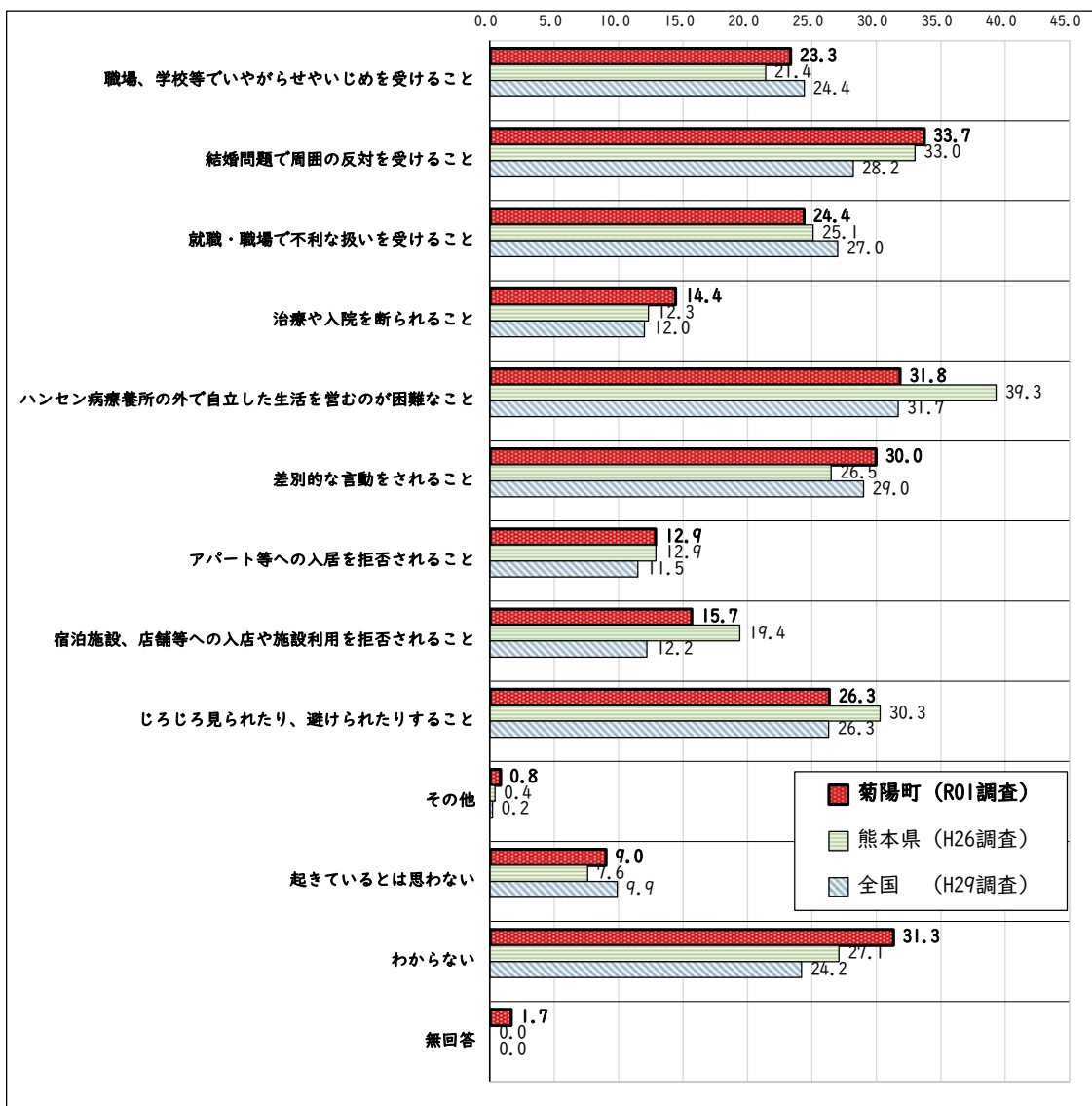
菊陽町広報紙の人権コーナーで取り上げる様々な人権テーマの一つとして、ハンセン病について掲載しています。

ハンセン病回復者等やその家族に関して起きていると思う人権問題について、「町民意識調査」では「結婚問題で周囲の反対を受けること」が33.7%と最も高く、次いで「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと」が31.8%、「わからない」が31.3%の順となっています。

国や県の調査との比較では、国よりも県と菊陽町の方が「結婚問題で周囲の反対を受けること」が高くなっています。

「ハンセン病回復者等やその家族に関し、どのような人権問題が起きていると思いますか。」

(複数回答。単位 %)



(3) 課題と今後の取組

「(2) 菊陽町の現状」を受けた課題と今後の取組は下表のとおりです。

	課 題	今後の取組
ハンセン病について正しい知識の普及と教育・啓発活動	「結婚問題で周囲の反対を受けること」「差別的な言動をされること」が起きていると思うという回答から、ハンセン病についての理解不足が課題となっていることが考えられます。また、どのような人権問題があるか「わからない」という回答も3割以上あるため、ハンセン病に関する正しい知識と情報を周知していく必要があります。	菊陽町の近隣にハンセン病療養所があるにもかかわらず、ハンセン病についての関心が薄い傾向にあることから、町民の身近な人権問題として関心を持ってもらえるよう、ハンセン病という病気についての正しい知識（感染力が極めて弱く、特効薬で完治する病気であることなど）を啓発します。 ハンセン病に関する啓発を行う中で、当事者やその家族の体験を直に聴くことで、国が行ってきた誤った施策を再び繰り返さないよう、差別に苦しむ人の気持ちを考えることの大切さについて教育・啓発を行います。
ハンセン病回復者等や家族に対する支援	「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと」が人権問題だと思うという回答が3割を超えており、ハンセン病回復者等や家族に対する支援が必要です。	ハンセン病問題についての理解を深め、相談に応じられる体制づくりに努めます。

8 水俣病をめぐる人権

(1) 背景・経緯

水俣病については、昭和 31（1956）年 5 月 1 日に水俣市でその発生が公式に確認されました。水俣市にある工場から、化学製品の原料（アセトアルデヒド）の製造工程で副生したメチル水銀が工場排水とともに排出され、そのメチル水銀を取り込んだ魚介類を人々が知らずにたくさん食べたことが原因で発生しました。

その後、昭和 43（1968）年に公害として認定され、平成 16（2004）年に、水俣病の被害の拡大を防止できなかったことに関して、国と熊本県の責任が裁判によって確定しています。

県は、平成 21（2009）年に成立した「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づき、平成 22（2010）年から救済の受付を開始しました。平成 26（2014）年には全ての判定が終了し、3万7千人を超える方々が特措法による救済を受けることになりました。

水俣病の問題によって、住民の健康被害だけでなく、風評による偏見や差別の問題も生じており、国及び県は、正しい理解を広めるための啓発活動を続けています。現在は水俣市に、「水俣市立水俣病資料館」や「国立水俣病情報センター」等が開設されており、水俣病に関する正しい知識や理解を深めるための取組を推進しています。

(2) 菊陽町の現状

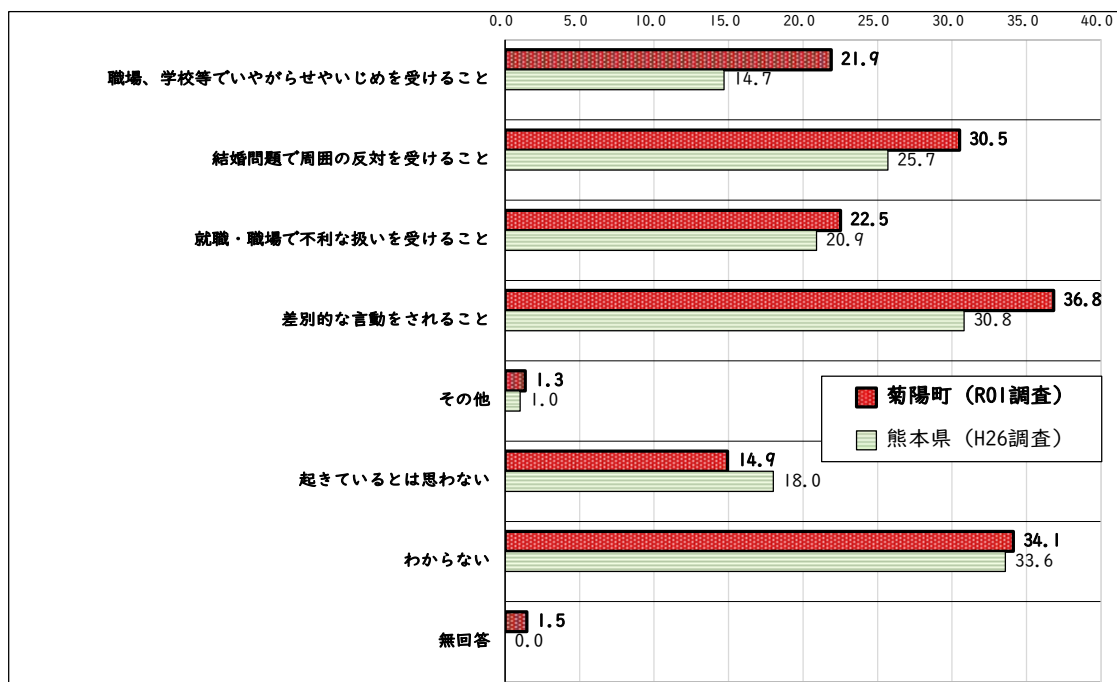
県が実施する「水俣に学ぶ肥後っ子教室」（公立小学校5年生全員対象）で、水俣病資料館などでの調べ学習、語り部の方の講話等の学習を通して、水俣病に対しての正しい理解と、差別と偏見を許さない心情を育てています。

水俣病に関して起きていると思う人権問題について、「町民意識調査」では「差別的な言動をされること」が 36.8%と最も高く、次いで「わからない」が 34.1%、「結婚問題で周囲の反対を受けること」が 30.5%の順となっています。

県の調査との比較では、全体的に県の割合よりも高くなっていますが、「起きているとは思わない」は 3.1 ポイント低くなっています。

「水俣病に関し、どのような人権問題が起きていると思いますか。」

(複数回答。単位 %)



(3) 課題と今後の取組

「(2) 菊陽町の現状」を受けた課題と今後の取組は下表のとおりです。

課 題		今後の取組
水俣病についての教育・啓発の推進	「差別的な言動をされること」	他の自治体で起きた昔の問題と片付けず、再び過ちを繰り返すことのないよう、健康被害だけではなく、いわれのない偏見や差別を生み出した水俣病問題に対して関心を持ってもらえるよう教育・啓発活動に取り組みます。 また、講演会や研修会で、水俣病の「語り部」や「伝え手」(地域住民や支援者など)を招き、水俣病に関する体験や経験を直に聴くことで、差別に苦しむ人の気持ちを考えることの大切さについて教育・啓発を行います。
	「結婚問題で周囲の反対を受けること」が起きていると思うという回答から、水俣病についての理解不足が課題となっています。また、「どのような人権問題があるか「わからない」との回答が3割を超えているため、水俣病に関する正しい知識と情報を周知していく必要があります。	

9 感染症・難病等をめぐる人権

(1) 背景・経緯

感染症とは、ウイルスや細菌などの病原体が体内に侵入することによって引き起こされる病気のことです。

令和元（2019）年から世界的な感染拡大となった新型コロナウイルス感染症（COVID-19）※32の影響は大きく、国は感染拡大防止策を講じましたが、予期しなかった人権上の問題も発生しており、新型コロナウイルスに感染した方やその家族への中傷や差別、また、献身的に働く医師や看護師などの医療従事者への差別やその子どもが保育所への登園を拒まれるという事例も報告されています。

また、HIV※33感染症は、感染力も弱く、現在では医学の進歩により、投薬によってエイズ※34の発症を遅らせることが可能となっています。

しかしながら、現在でもHIV感染症に対する正しい理解は十分とはいえない状況であり、この感染症にかかった患者や回復者が、周囲の人々の誤った知識や偏見等により、日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシーの侵害等を受ける問題が起きています。

国では毎年、WHO（世界保健機関）が昭和63（1988）年に制定した世界エイズデーである12月1日に、エイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的とした啓発活動を実施しています。

その他の感染症についても、感染した人や家族だけではなく、すべての人に対して病気の正しい情報や知識を普及するなどの取組を行い、感染したことによって誹謗中傷や差別を受けることのないよう啓発していく必要があります。

病気の予防や治療という医学的な対応だけではなく、感染した方やその家族、医療従事者へのいじめやいじめなどが起こらないよう人権に配慮する取組が重要です。

現在の医療では原因不明で治療法が確立しておらず、長期にわたって療養が必要な疾病のことを難病と呼んでいます。自立生活を送れない、外見が変化する、感覚障がいなどの様々な症状の特性により、偏見や就職・結婚等における差別が問題になっています。また、体の内部に疾病がある場合は外見からは分からないため、周囲に理解してもらいにくいという問題もあります。病気であることを隠して就労・就学するなど、身体的・精神的な負担や不安を抱える人がいます。

難病対策として平成27（2015）年に「難病の患者に対する医療等に関する法律」及び「改正児童福祉法」が施行され、医療費助成制度や患者の療養生活の支援等に関する取組が実施されています。

※32 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

新型コロナウイルス（SARS-CoV2）に人間が感染することで発症する気道感染症のこと

※33 HIV

ヒト免疫不全ウイルスという病原体のこと

※34 エイズ

HIVに感染して発症した病気（後天性免疫不全症候群）のこと

(2) 菊陽町の現状

本町では、主に県が実施する相談窓口の情報提供を行っています。

新型コロナウイルス感染症については、「新しい生活様式」の実践例を具体的な記載、町民の皆さんへの感染予防対策及び相談・受診時の注意点、熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口（コールセンター）の情報提供を行っています。

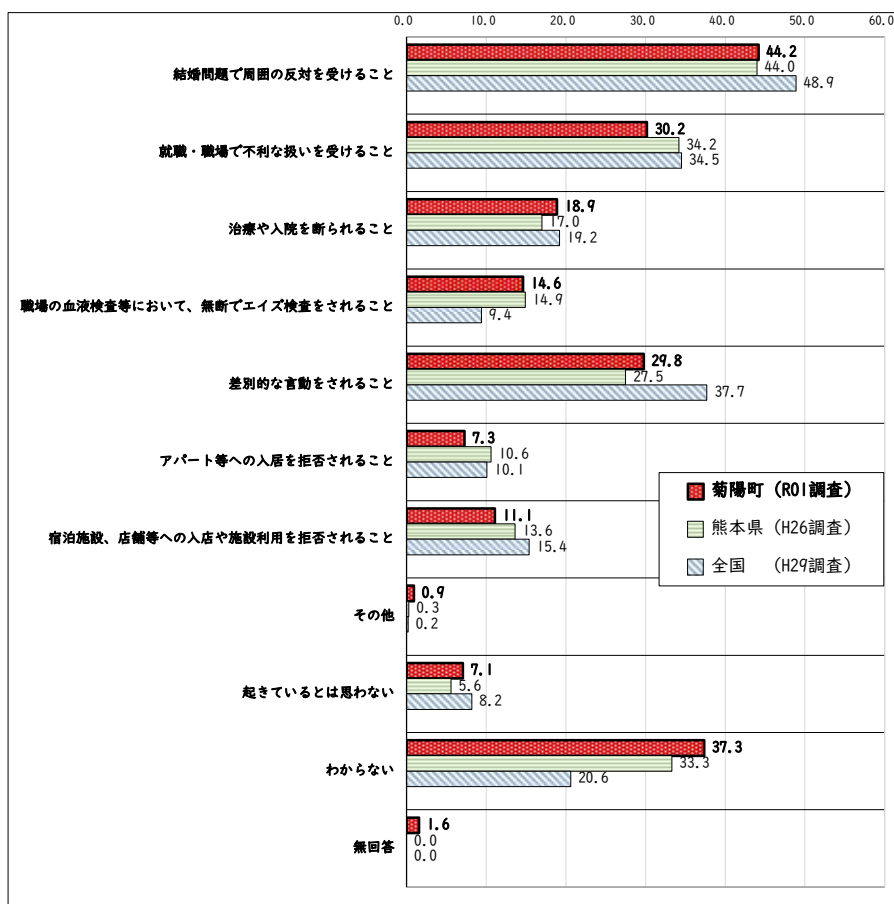
また、県内で発生した感染症等についても、原因や症状、感染経路、予防対策等をわかりやすく掲載しています。

H I V感染者及び難病患者やその家族に関して起きていると思う人権問題について、「町民意識調査」では「結婚問題で周囲の反対を受けること」が44.2%と最も高く、次いで「わからない」が37.3%、「就職・職場で不利な扱いを受けること」が30.2%の順となっています。

国や県の調査との比較では、国よりも県と菊陽町の方が「職場の血液検査等において、無断でエイズ検査をされること」が高くなっており、「差別的な言動をされること」は低くなっています。

「H I V感染者及び難病患者やその家族に関し、
どのような人権問題が起きていると思いますか。」

(複数回答。単位 %)



(3) 課題と今後の取組

「(2) 菊陽町の現状」を受けた課題と今後の取組は下表のとおりです。

	課 題	今後の取組
感染症や難病等についての正しい知識の普及・啓発活動	「結婚問題で周囲の反対を受ける」「就職・職場で不利な扱いを受ける」ことが起きていると思うという回答が3割を越えており、感染症や難病等についての理解不足が課題となっています。 また、どのような人権問題があるか「わからない」という回答も4割近くあり、感染者・難病患者等の人権に関して正しい知識と情報を周知していく必要があります。	国・県の実施する事業等に協力し、ポスター・チラシの設置、県の相談・検査窓口の周知等の情報提供を中心とした啓発活動を推進します。 新型コロナウイルス感染症を含め、感染症全般について、不正確な情報から生じる過度の危機意識により、人権が侵害されることがないように、感染予防も含め、情報提供や啓発活動を推進します。
病気に関する差別や偏見についての相談・支援体制の充実	医学の進歩により、かつて不治の病とされていた病気や感染症の多くに治療法が確立されてきました。しかし、それらの病気や感染症が治療できなかったり伝染したりしていたころの古い誤った知識をもとに、患者、回復者、その家族などを過剰に恐れ、排除しようとする人がいるため、病気に関して正しい知識と情報を周知していく必要があります。	国・県、民間の団体と連携し、町民が病気を原因として名誉などが傷つけられた際に適切な相談・支援体制が取れるよう、町職員は病気や感染症に対しての知識を深めると同時に、町民に対して差別や偏見などを行わないよう啓発を行います。

10 インターネットによる人権侵害

(1) 背景・経緯

情報化社会の進展に伴い、インターネットは、情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として、私たちの生活を飛躍的に便利なものにしました。さらに、近年スマートフォン等の情報端末や、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）※³⁵等の急速な発達・普及により、インターネットは大人のみならず子どもたちにとっても身近なものになりました。一方で、インターネット上では情報発信者が特定されないという思い込みや、個人による不特定多数への情報発信が容易になったことから、名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載したりする等、人権に関わる様々な問題が発生しています。このような問題に対して、悪質な情報の発信を防ぎ、様々な権利を守るための法整備が行われています。

国では、平成 14（2002）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダー※³⁶ 責任制限法）」を施行（平成 25（2013）年一部改正）し、個人に関する権利が侵害された場合には、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示請求ができるようになりました。

また、平成 15（2003）年に「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）」が施行（平成 30（2018）年一部改正）され、犯罪から児童を守る取組も進められています。

さらに、平成 21（2009）年には、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」が施行（平成 30（2018）年一部改正）され、フィルタリングサービス※³⁷の活用等青少年による有害情報の閲覧を減らすための取組も進められています。また、プロバイダー責任制限法については、権利を侵害された際に、氏名や住所等に加えて、発信者の電話番号も開示対象になるよう、令和 2（2020）年 8 月に改正されました。

※³⁵ ソーシャルネットワーキングサービス

人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービスのこと。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といった共通点や繋がりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供するサービスで、Web サイトや専用のスマートフォンアプリなどで閲覧・利用可能

※³⁶ プロバイダー

インターネット回線を利用して、インターネットに接続するサービスを提供する業者のこと

※³⁷ フィルタリングサービス

インターネットのプロバイダーや携帯電話事業者などが提供するサービスの一つで、サーバー側で制限をかけ、未成年にふさわしくない内容など特定のウェブサイトへのアクセスを制限するサービスのこと

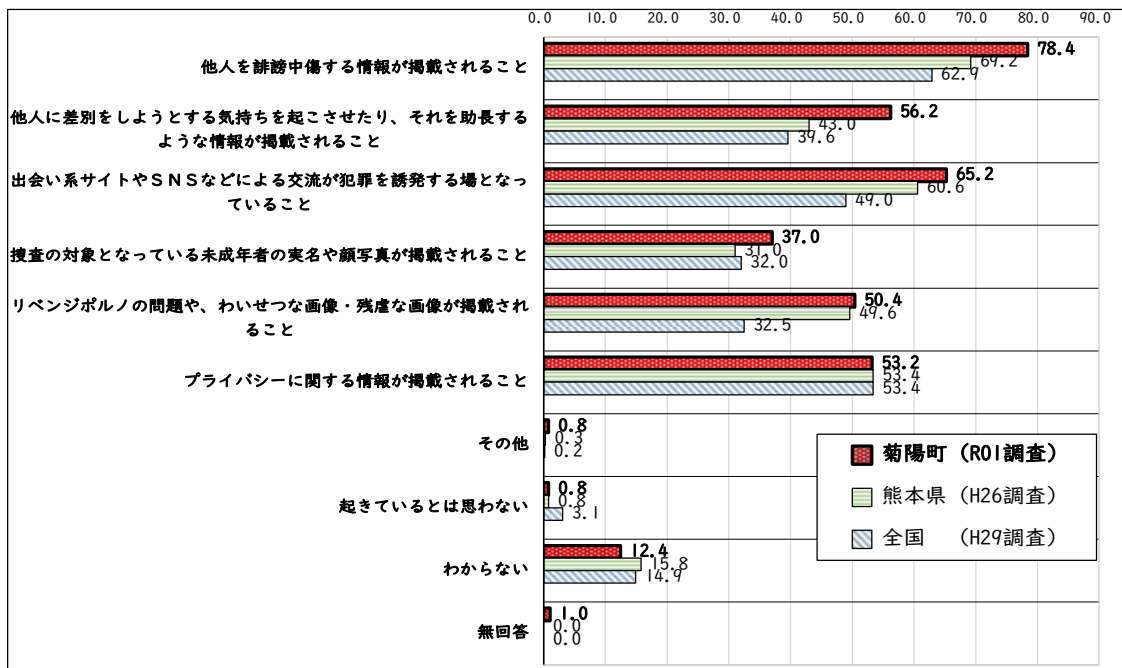
(2) 菊陽町の現状

インターネットによる人権侵害に関して起きていると思う人権問題について、「町民意識調査」では「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」が78.4%と最も高く、次いで「出会い系サイトや SNS などによる交流が犯罪を誘発する場となっていること」が65.2%、「他人に差別をしようとする気持ちを起こさせたり、それを助長するような情報が掲載されること」が56.2%の順となっています。

国や県の調査との比較では、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」が国と県では60%台なのに対し、菊陽町では78.4%と高くなっています。また、「リベンジポルノの問題や、わいせつな画像・残虐な画像が掲載されること」については、国の割合が30%台なのに対し、県と菊陽町では約50%と高くなっています。

「インターネットによる人権侵害に関し、どのような人権問題が起きていると思いますか。」

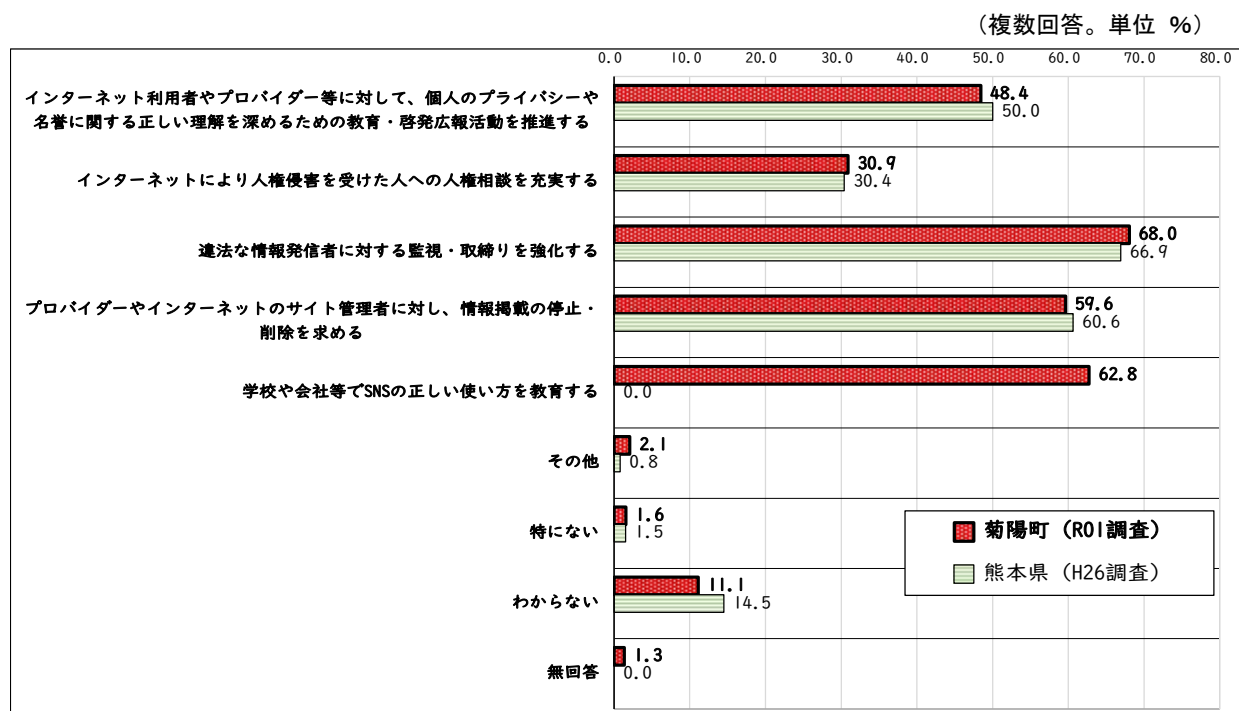
(複数回答。単位 %)



第4章 人権問題の現状と施策の方向性

インターネットによる人権侵害の解決に必要なことについて、「町民意識調査」では「違法な情報発信者に対する監視・取締りを強化する」が68.0%と最も高く、次いで「学校や会社等でSNSの正しい使い方を教育する」が62.8%、「プロバイダーやインターネットのサイト管理者に対し、情報掲載の停止・削除を求める」が59.6%の順となっています。

「インターネットによる人権侵害を解決するために必要なことは、
どのようなことだと思いますか。」



(3) 課題と今後の取組

「(2) 菊陽町の現状」を受けた課題と今後の取組は下表のとおりです。

	課 題	今後の取組
インターネット利用上の人権啓発の推進	他人を誹謗中傷する情報や差別を助長させる情報等が掲載されるようなことが起きていると思うという回答が8割近くあります。また、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発広報活動の推進が必要だと思うという回答が半数近くあることから、研修会などの教育・啓発が求められています。	年齢層を問わず、インターネット上においても、誹謗中傷などを行うことは犯罪行為につながることを啓発します。また、匿名性を悪用することで不正確な情報が一気に拡散することもあり、正しい情報を取捨選択することができる力を身につける教育も推進します。
情報モラルに関する教育の充実	「出会い系サイトやSNSなどによる交流が犯罪を誘発する場となっている」と思う割合が6割を超えています。インターネット利用の際のモラルやルールについての教育が求められています。	「学校や会社等でSNSの正しい使い方を教育する」ことが必要だと思うという回答が6割を超えており、出会い系サイトやSNS等の利用は、使い方によっては犯罪を誘発することを、子どもだけではなく、保護者や周りの大人にも啓発していく必要があります。インターネット利用の際のモラルやルールについて学ぶことで、町民を、被害者にも加害者にもさせないための取組を推進します。
インターネット上での人権侵害行為への対応	違法な情報発信者に対する監視・取締りの強化やプロバイダーやインターネットのサイト管理者に対し、情報掲載の停止・削除を求めることが必要だと思うという回答が多く、人権侵害行為への対応が求められています。	差別書き込みなどで傷つけられた人をサポートする体制づくりに努めます。インターネット上の悪質な情報に対するモニタリングや削除要請などについて、県、近隣市町及び関係機関と連携を検討します。また、差別投稿の削除要請等については法務局への通報・削除要請を行うなど、国と連携しながら取り組みます。

1 1 性的指向・性自認に関する人権

(1) 背景・経緯

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうかを示す概念を「性的指向」といい、対象が異性に向かう場合を異性愛、同性に向かう場合を同性愛、男女両方に向かう場合を両性愛と言います。中でも同性愛に対しては、根強い偏見や差別があり、それらに苦しんでいる人々がいいます。また、「からだの性」（生物学的な性）と自分の性をどう認識するかという「こころの性」（心理的な性、性自認）が一致しないことに悩みながら、周囲の心ない好奇の目にさらされることにより苦しんでいる人々がいいます。「からだの性」と「こころの性」に不一致があったり、区別が曖昧な人たちは、性別に関して世の中の多くの人たちと異なる特徴を持つことから、「性的マイノリティ」（性的少数者）と呼ばれています。また、性的指向、性自認のうち、4つの種類の英単語の頭文字をとって「LGBT」※38 と呼ばれることもあります。国内の調査（電通ダイバーシティ・ラボ（平成30（2018）年10月調査）、株式会社LGBT研究所（令和元（2019）年4～5月調査）、日本労働組合総連合会（平成28（2016）年6～7月調査））では、およそ10人から13人に1人の割合で性的マイノリティ（LGBT等）に該当する人がいるという結果が出ています。これは日本人の血液型のうちAB型の割合（約10%）とほぼ同じであるといわれています。

このような状況の中、国では平成16（2004）年、「性同一性障害※39者の性別の取扱いの特例に関する法律（性同一性障害者特例法）」が施行されました。この法律では、性同一性障害者であって一定の条件を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができることが明記されています。

国際的にみると、近年、同性婚を認める国が増加しています。国内においても、お互いをパートナーとして認めることを宣誓した同性カップルを公的に証明する「パートナーシップ制度」※40を実施する自治体も増えています。

平成27（2015）年には、文部科学省から学校現場に対し、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」の通達が出され、性同一性障害だけに限らず、性的マイノリティ（LGBT等）に該当する児童生徒に対しても適切な配慮を行うことが要請されました。

※38 LGBT

L：女性の同性愛者（Lesbian、レスビアン）、G：男性の同性愛者（Gay、ゲイ）、B：両性愛者（Bisexual、バイセクシュアル）、T：「からだの性」と「こころの性」の不一致（Transgender、トランスジェンダー）の頭文字をとったもの（他にも様々なタイプがあるため、本「基本計画」では「LGBT等」と表記している）

※39 性同一性障害

身体の性（生物学的性）と心の性（性自認）が一致せず、自らの体に性別違和感を持つ状態のこと。令和元（2019）年5月に、WHO（世界保健機関）が「国際疾病分類」を改訂し、性同一性障害を精神障害の分類から外し、名称を「性別不合」に変更した。世界的に使用されているDSM-5（アメリカ精神医学会が出版している精神疾患診断・統計マニュアル）でも「性別違和」という診断名に変わっている

※40 パートナーシップ制度

法律上婚姻できない同性カップルなどを、自治体が条例や要綱でカップルとして公認する制度のこと。制度の要件や内容、利用できるサービスは自治体によって異なる。親族に限定している公営住宅での同居や自治体運営の病院での手術同意が可能になる内容が多い

令和元(2019)年に行われた当事者約1万人を対象とする調査^{*41}では、当事者の約67%が「5年前に比べて、性的指向や性自認の多様性が尊重される世の中になってきている」と回答した一方、10代の当事者の47.4%が「いじめ被害の経験あり」と回答しており、また、アウトティング^{*42}された経験がある当事者も全体の約25%に上っていることから、周囲の理解がまだまだ進んでいない状況がうかがえます。

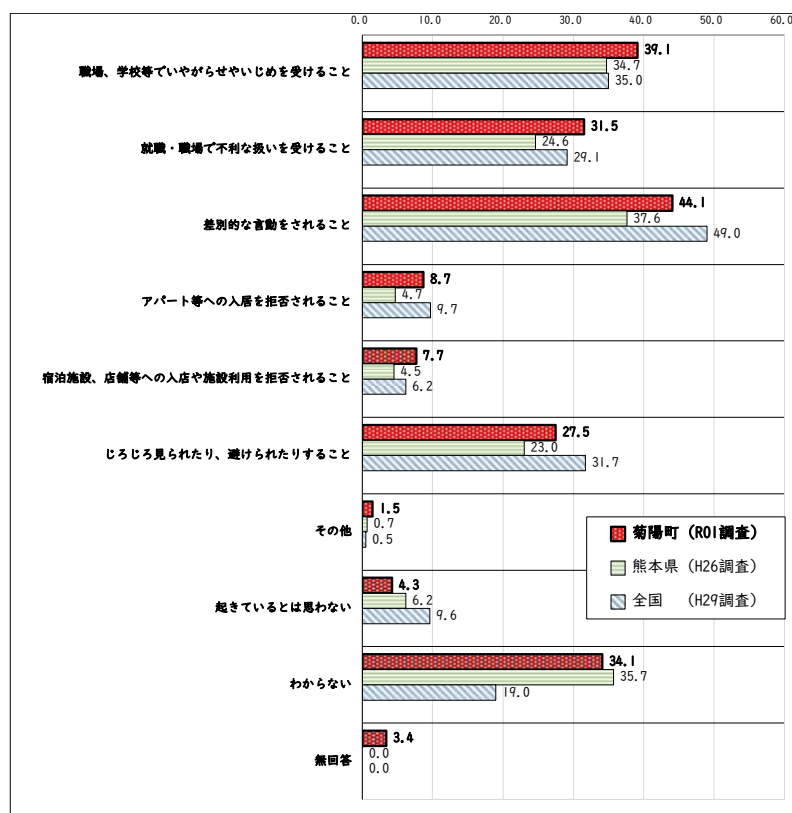
(2) 菊陽町の現状

性的マイノリティ（LGBT 等）に関して起きていると思う人権問題について、「町民意識調査」では「差別的な言動をされること」が44.1%と最も高く、次いで「職場、学校等ではがらせやいじめを受けること」が39.1%、「わからない」が34.1%の順となっています。

国や県の調査との比較では、全体的に県の割合よりも高くなっていますが、「起きているとは思わない」は若干低くなっています。また、近年報道等によって取り上げられていますが、未だ性的マイノリティ（LGBT 等）のことについての普及・啓発が十分浸透していないせいも「わからない」が3割を超えています。

「性的マイノリティ（LGBT等）に関し、どのような人権問題が起きていると思いますか。」

(複数回答。単位 %)



※41 調査

宝塚大学看護学部日高教授 第2回 LGBT 当事者の意識調査（ライフネット生命委託調査）

※42 アウティング

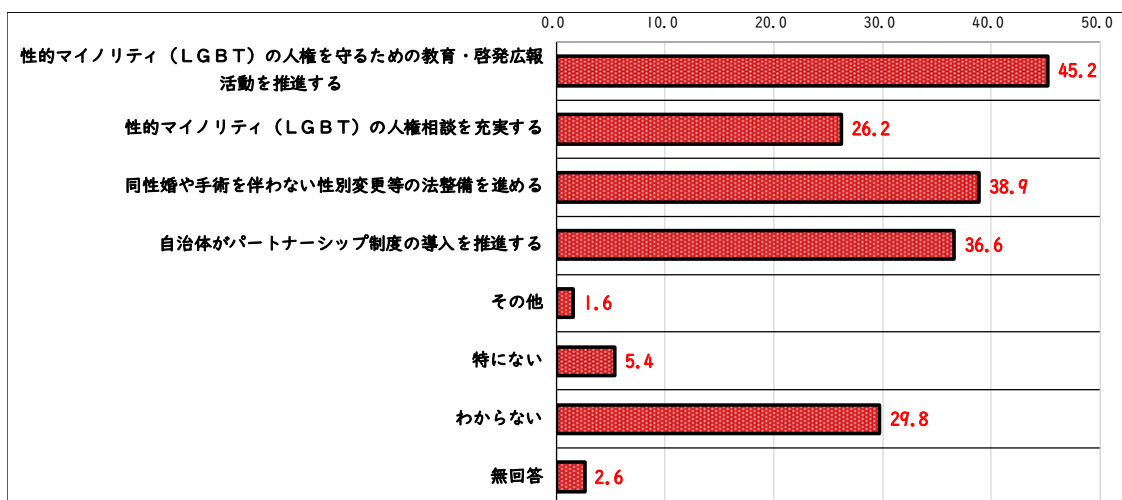
第三者が、本人の了解を得ずに、その人が他の人に公にしていない性的指向・性自認等の秘密を暴露する行動のこと

第4章 人権問題の現状と施策の方向性

「性的マイノリティ（LGBT 等）の人権を守るために必要だと思うことについて、「町民意識調査」では「性的マイノリティ（LGBT）の人権を守るための教育・啓発広報活動を推進する」が45.2%と最も高く、次いで「同性婚や手術を伴わない性別変更等の法整備を進める」が38.9%、「自治体がパートナーシップ制度の導入を推進する」が36.6%の順となっています。

「性的マイノリティ（LGBT等）の人権を守るために
必要なことはどのようなことだと思いますか。」

（複数回答。単位 %）



(3) 課題と今後の取組

「(2) 菊陽町の現状」を受けた課題と今後の取組は下表のとおりです。

	課 題	今後の取組
性的指向・性自認 についての教育・ 啓発の推進	差別的な言動や職場、学校等でのいやがらせ、いじめを受ける、就職・職場で不利な扱いを受けることが起きていると思う割合が3割を超えており、性的指向・性自認についての理解不足が課題となっています。 また、どのような人権問題があるか「わからない」という回答も3割を超えているため、偏見や差別をなくすため正しい知識と情報を周知していく必要があります。	性的マイノリティ（LGBT等）は「存在しない」のではなく「存在するが周りが気づいていない」「周りにカミングアウト※43できない」ということや、気づかないまま無意識に当事者を傷つける言動を行っているかもしれないことなどを啓発します。 また、町民の身近な問題として関心を持ってもらうよう、職員、町民、企業を対象に当事者や支援団体等による講演会・研修会等を実施し、多様な性のあり方についての理解促進に向けて教育啓発を図ります。
当事者に対する支援	同性婚や手術を伴わない性別変更などの法整備やパートナーシップ制度の実施を推進する必要があると思うという回答が3割を超えており、法や制度の整備が求められています。 また、性的マイノリティ（LGBT等）に対応する人権相談の充実が必要と思うという回答も一定数あり、情報提供や相談窓口の充実についても取り組む必要があります。	町施設や学校の新築・改修時に多目的トイレなどの整備を図ります。 パートナーシップ制度について、実施に向けて検討を進めます。 また、プライバシーに配慮した人権相談窓口の充実なども図ります。 町への各種申請書等における性別欄の必要性や記載の方法について検討を進めます。

※43 カミングアウト

これまで公にしていなかった自らの出生や病状、性的指向等を表明すること

1 2 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害

(1) 背景・経緯

1970年代から1980年代にかけ、多くの日本人が北朝鮮当局により拉致されました。

北朝鮮は、平成14(2002)年9月の日朝首脳会談において、初めて拉致を認め、5名の方の帰国が実現しましたが、いまだ問題の全面的な解決に至っていません。

北朝鮮当局による日本人拉致は、日本に対する重大な人権侵害です。

国では、平成18(2006)年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、政府及び地方公共団体は拉致問題、その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものと定められるとともに、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。また、平成25(2013)年には、拉致問題に関する対応を協議し、同問題の解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進するため、すべての国務大臣からなる「拉致問題対策本部」を設置しました。

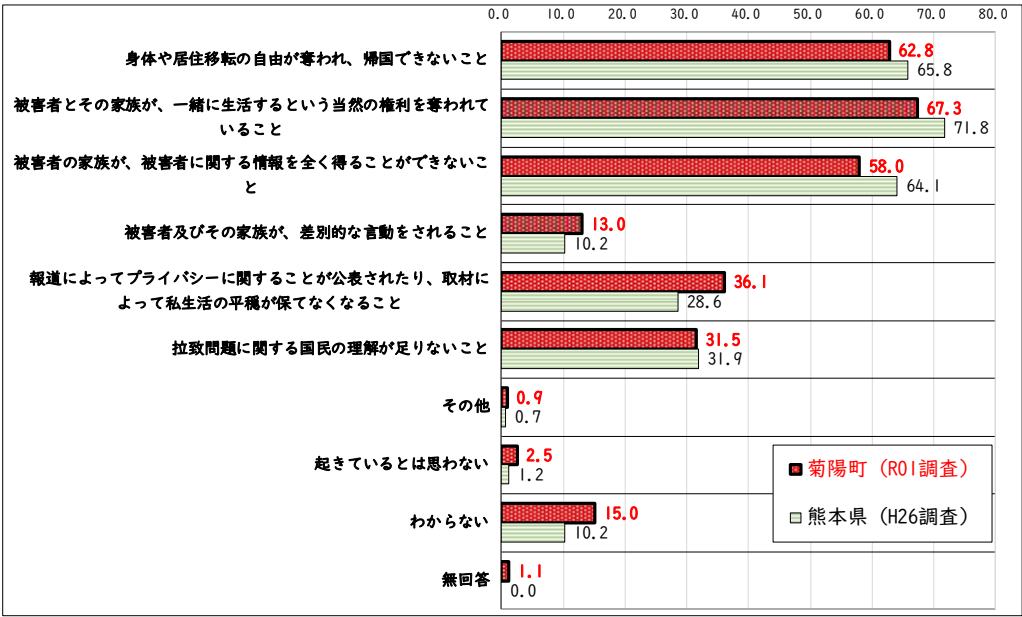
(2) 菊陽町の現状

本町では、町内で活動する拉致被害者家族の支援団体と共催でイベントを開催したり、北朝鮮人権侵害問題啓発週間のポスター掲示や、拉致問題のことを町広報紙で取り上げるなどの取組を行っています。

北朝鮮当局によって拉致された被害者やその家族に関して起きていると思う人権問題について、「町民意識調査」では「被害者とその家族が、一緒に生活するという当然の権利を奪われていること」が67.3%と最も高く、次いで「身体や居住移転の自由が奪われ、帰国できないこと」が62.8%、「被害者の家族が、被害者に関する情報を全く得ることができないこと」が58.0%の順となっています。

「北朝鮮当局によって拉致された被害者やその家族に関し、
どのような人権問題が起きていると思いますか。」

(複数回答。単位 %)



(3) 課題と今後の取組

「(2) 菊陽町の現状」を受けた課題と今後の取組は下表のとおりです。

課 題		今後の取組
拉致問題についての関心の喚起	拉致問題に「関心がある」という回答者を年代別で見ると、40歳代以下の割合が比較的低いことが分かりました。	国や県と連携し、幅広い年代に正しい知識と情報の普及啓発を図ります。

1 3 様々な人権問題

(1) 犯罪被害者等の人権

犯罪被害者やその家族は、生命を奪われる、身体に傷害を負わされる、財産を奪われる等の直接的な被害だけではなく、生計者を失うことによる経済的被害や捜査等による精神的・時間的負担、さらには周りの人々からのいわれのない噂や中傷、マスメディアの報道等による精神的苦痛等の多くの二次的被害を受けることがあります。

国では、犯罪被害者への人権対策として、平成 16（2004）年に、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「犯罪被害者等基本法」を制定しました。

また、平成 17（2005）年には、「犯罪被害者等基本計画（第1次）」が策定され、毎年 11 月 25 日から 12 月 1 日までの1 週間を「犯罪被害者週間」として、国民の理解を深めることを目的とした様々な取組が実施されています。

さらに、平成 27（2015）年には、犯罪被害者等の権利がさらに守られる社会を目指し「第3次犯罪被害者等基本計画」が策定されています。

犯罪被害者等やその家族に関して起きていると思う人権問題について、「町民意識調査」では「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること」が 66.3%と最も高く、次いで「犯罪行為による精神的なショックのため、日常生活に支障をきたすようになること」が 62.2%、「事件のことにに関して、周囲にうわさ話をされること」が 58.9%の順となっています。

本町では、犯罪被害者相談窓口を設置し相談業務を行うとともに、くまもと被害者支援センターや関係機関と連携し支援施策の情報提供に努めながら、犯罪被害者やその家族の人権擁護に向けた取組の充実を図ります。

(2) ハラスメントによる人権侵害

ハラスメントとはいろいろな場面での「嫌がらせ、いじめ」を意味します。パワハラ^{※44}、セクハラ、モラハラ^{※45}などその種類は様々ですが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指す人権侵害です。

※44 パワハラ（パワー・ハラスメント）

職場において行われる優越的な関係を背景とした言動で、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が侵されるものこと

※45 モラハラ（モラル・ハラスメント）

フランスの精神科医、マリー＝フランス・イヌゴイエンスが提唱した言葉で、モラルとは倫理や道徳という意味であり、倫理や道徳に反し他人の心を傷つける精神的な暴力のこと

国では、平成24（2012）年に「職場でのパワー・ハラスメントの予防・解決に向けた提言」を取りまとめました。提言の中で、「職場のパワー・ハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係等の職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」と定義されました。

また、令和元（2019）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正されました。本改正により、職場におけるパワー・ハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の責務とされ、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策も強化され、事業主、労働者の責務が明確化されました。

ハラスメントは職場のみにとどまらず、様々な場面で行われ、その態様も様々です。

本町では、ハラスメントが新たな人権侵害であると認識されていることから、ハラスメントは人権侵害であるという認識を町民に浸透させるため、様々な啓発を行い、被害の防止を図るとともに、被害を受けた方からの相談を受ける体制を充実させます。

（３）アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、北海道等に先住していた民族であり、独自の歴史や伝統、文化をっていますが、明治以降のいわゆる同化政策の中で、狩猟や漁労、アイヌ語の使用等伝統的な活動や慣行の禁止や制限が行われました。

国では、平成9（1997）年、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行され、アイヌの人々の文化、伝統について正しく認識し、啓発していくことが求められました。令和元（2019）年には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、法律として初めてアイヌ民族が「先住民族」と明記されました。しかし、依然として歴史や文化への無関心や誤った認識から、就職や結婚などに関して差別や偏見など様々な問題が存在しています。

本町では、アイヌの人々の尊厳を認め、その伝統・文化を正しく理解して尊重していけるよう、国や県と連携し、ポスターの掲示やパンフレットの配布等を行い啓発に努めます。

（４）ホームレスの人権

著しい社会経済情勢や雇用情勢の変化の中で、自立した生活をする意欲がありながら、やむを得ない理由で野宿生活を余儀なくされている人々が、嫌がらせや暴力を受ける等、ホームレスに対する人権侵害が問題となっています。

国では、平成 14（2002）年に「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」を施行し、平成 24（2012）年にその期限を 5 年間延長し、「ホームレスの自立支援等に関する基本方針」を定めました。

本町では、ホームレスを社会全体の問題として捉え、偏見や差別意識の解消に向けた人権教育・啓発に努めます。

（５）刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く存在しており、刑を終えて出所した人に更生の意欲があっても、犯罪歴が暴露されたり、地域で偏見の目を向けられたりするため、就職先や住居等の確保など、社会生活を送るに当たって様々な困難に直面しています。

本町では、法務省が主唱する「社会を明るくする運動」（すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動）の強調月間である 7 月に合わせて、保護司や更生保護女性会、関係団体と連携し、啓発活動や推進大会を開催し、犯罪や非行のない明るく住みよい社会づくりについての取組の充実を図ります。

（６）災害と人権

平成 23（2011）年 3 月 11 日に発生した「東日本大震災」では、大津波の発生により東北地方と関東地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらし、未曾有の大災害となりました。また、地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故により、周辺住民は避難生活を余儀なくされ、原発事故の避難者は、その避難先においても風評により差別的取扱いを受ける等、人権に関わる深刻な問題も発生しています。

「平成 28 年（2016 年）熊本地震」（平成 28（2016）年 4 月 14 日 21 時 26 分以降に発生した熊本県を中心とする一連の地震活動）では、最大震度 7 の地震が 2 回発生する等、熊本県内各地に大きな被害をもたらしました。

避難生活でプライバシーが守られなかったことや、避難生活の長期化によるストレスに伴う犯罪や嫌がらせ、諍（いさか）いの発生、デマ・風評等の拡散、支援や被災状況等の必要な情報が行き届きにくい等の問題が発生しました。また、要支援者（障がいのある人・高齢者・乳幼児・妊産婦等）や外国人に対して、十分な配慮や支援等の情報が行き届かないという問題もあり、障がい児等のいる家庭が避難所へ行くことができず、被災した家屋での生活や車中泊を余儀なくされた事例もありました。

本町では、防災訓練などの際に災害時に生じる恐れがある人権問題について啓発を実施し、正しい知識を持ち、被災者の気持ちに寄り添い、被災者や被災地域の偏見や差別をなくすことで、災害が発生しても冷静な判断や行動ができるよう人権啓発に取り組みます。また、災害時の要支援者・要配慮者に配慮した避難所の体制整備に努めます。

第5章 人権教育・啓発の推進

本町はこれまで、「菊陽町人権擁護に関する条例」「菊陽町人権教育・啓発基本計画」をもとに、町民の人権が大切にされる差別のない明るい社会を実現するため、菊陽町人権教育推進協議会の各部会と一体となった人権教育・啓発活動を行ってきました。行政・学校・保育所等・各種団体・事業者・町民が連携、協働して、あらゆる場面に対応する人権教育・啓発の推進に努めます。

1 人権教育について

人権教育の目的は、人権尊重の精神の涵養のため、町民等一人ひとりが人権課題を正しく理解し、人権意識を高めることで、日常生活の中で差別を見抜き差別に立ち向かうことのできる行動力・実践力を身につけられるようにすることにあります。

(1) 就学前における人権教育

乳幼児期においては、子どもたちの人権感覚の芽生えを育み、一人ひとりの違いを認め合い、その違いを個性として尊重すること等を理解させることが重要です。

本町では、一人ひとりの理解を深め、自然体験や社会体験、地域の人々との交流等豊かな体験活動を通して、子どもたちの主体的な活動を確保するとともに、集団との関わりの中で人との違いに気づき、思いやりの心や生命を尊重する心等を養っていくことに努めます。

保育所等に関しては、町立、私立の分け隔てなく、同じ町の子どもとして人権教育を推進します。

また、職員の言動が子どもの人格形成に大きな影響を与えることから、専門職としてのスキルアップを図り、豊かな人権意識を備えた指導力が身につくよう研修等の充実に努め、就学前教育の推進を図ります。

(2) 学校における人権教育

子どもたち一人ひとりがお互いに違いを認め、相手を尊重し、それぞれの個性や可能性を発揮して自己実現を図りながら、互いに信頼し合い、共感し合って温かい人間関係をつくる教育活動を展開することが重要です。

学校教育には、教育を受けるという子どもの権利を保障するとともに、子どもの心身の発達に応じて、時代や社会の変化に対応し、たくましく生きることができる力を育成する、生涯学習の基礎教育としての役割が求められています。また、子どもたち一人ひとりの人権が守られた環境の中で、その発達段階や理解度に応じ、多様性の尊重に配慮した、人権尊重の意識を高めるための学習機会の充実に努めることが重要です。

本町では、仲間を信頼し支え合える学級集団・学年集団をつくるために、「人権が尊重され

「人間関係づくり」や「環境づくり」を大切にする教育活動の推進ができるよう指導・助言に努めており、「人権尊重の視点に立った学校づくり」のさらなる推進を図ります。

（３）家庭における人権教育

家庭はすべての教育の出発点と言われます。これは、子どもが基本的な生活習慣を身に付け、豊かな感性や情操を育み、思いやりや生命を大切にする心、善悪の判断等人間形成の基礎を育む上で重要な役割を担う場であるからです。

しかし、近年の少子化・核家族化等の社会情勢の変化に伴って、家庭における教育機能の低下が指摘されています。そして、その中で起こる過保護・過干渉・放任・虐待等の問題や子育ての孤立化に起因する親の不安やストレスが子どもの心理に大きな影響を与えています。

家庭における人権教育を進めるためには、保護者等が偏見を持たずに差別しないこと等を日常的に子どもに示していくことが重要であることから、保育所等と行政が連携し、園児とその保護者、地域住民を対象とした研修会や学校とPTA等が連携した研修会等を実施し、保護者等への学習機会の充実や情報提供等、家庭教育の支援の充実を図ります。

本町では、SSWの協力を得ながら菊陽町人権教育推進協議会進路保障部会による不登校児童生徒の保護者の相談会を実施するなど、家庭教育支援や子育て支援に努めており、さらなる家庭教育の推進を図ります。

（４）地域社会における人権教育

全ての町民が当たり前のこととして、お互いの立場や気持ちに共感できる地域社会づくりを進め、日常生活のあらゆる場面で人権に配慮した行動ができ、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される社会の実現を目指すために、人権教育を推進していく必要があります。

本町では、これまで実施してきた人権教育の推進により、町民の人権問題に対する理解と認識は深まってはいるものの、なお十分とはいえません。

地域公民館等への出前講座や、自治会、老人会、子ども会、地域女性の会等各種団体の集まりの際に研修を行う等、参加しやすい学習の場を設けるなど、人権教育環境の充実を図ります。

（５）職場における人権教育

企業は、すべての人々の就職の機会均等を保障した公正な採用選考を実施するとともに、配置、賃金、昇格等あらゆる面で、人権が尊重される働きやすい職場づくりが求められています。企業活動における差別事象はもちろんのこと、企業内における差別発言やセクシュアル・ハラスメント等の人権侵害をなくし、一人ひとりの人権意識の高揚を図ることは、企業における社会的な責任となっています。

本町では、菊陽町同和問題を考える企業連絡会（同企連）と連携し、企業の人権意識向上のための研修会の実施を推進しています。

性別、年齢、国籍等の違いや障がいの有無等による、雇用での採用時や賃金・昇進等の格差、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の人権侵害の防止と解消、仕事と家庭が両立できる環境づくり等のために、企業・団体等と連携を図りながら、人権教育環境の充実を図ります。

2 人権啓発について

人権についての啓発は、広く町民を対象として行われるものであり、その手法は、研修や広報活動、情報提供等多岐にわたりますが、その目的は、町民一人ひとりが人権の意義や人権尊重の重要性について正しい認識を持つとともに、そうした認識が、日常生活において自らの態度や行動にあらわれるようにすることにあります。

(1) 啓発の内容

①人権問題に対する正しい理解と認識の促進

町民等が人権に関するあらゆる知識を習得し、理解を得ることができる機会と環境を整え、啓発の推進を図ります。

②人権意識の高揚

町民一人ひとりがかけがえない存在として、個性や能力を十分に発揮し、互いを尊重することができる価値観の啓発に努めます。

噂や予断、偏見にとらわれず、自身で考え判断し、行動できる力が身につくような啓発の推進を図ります。

③日常生活における態度や行動

日常生活において、様々な人権問題を他人事ではなく自分のこととして受け止め、考え、問題解決のために行動できるよう啓発の推進を図ります。

(2) 啓発の方法

①人権に関する講演会の開催

人権についての関心を高めるため、町民等から幅広く理解と共感が得られる講演会、研修会などを開催します。また、その際は、「町民意識調査」結果から見えてきた課題をもとに、あらゆる人権課題をテーマとした内容とし、工夫を凝らした啓発を図ります。

②発達段階に応じた啓発

効果的な啓発を進めるために、対象者の発達段階に応じて、分かりやすいテーマや表現を用い、工夫を凝らした啓発を図ります。

③具体的な事例を活用した啓発

身近に発生した差別事象や日常生活の中で差別につながるような意識や行動、インターネット等を悪用した新しい人権侵害など、町民にとってより身近で具体的な内容の研修を実施し、啓発を図ります。

④人権啓発物品等の作成・配布

町広報紙において、人権に関する情報の掲載を行います。

また、児童生徒による人権ポスターや人権標語の作成、それらを印刷した人権カレンダー・チラシを各世帯へ配布し、家庭の中で自然に人権に関する会話が生まれるような環境づくりを推進し、啓発を図ります。

⑤地域交流を通じた啓発

すべての人がそれぞれの地域の中で共に支え合い、助け合いながら、社会参加の機会を与えられ、自分を表現することができる社会を目指して啓発を進めます。

町民センターや教育集会所等を使った地域住民の交流や研修などに取り組み、町民が主役として活動できる場を増やし、啓発を図ります。

3 人権に関わりの深い職業に従事する人に対する人権教育・啓発

(1) 公務員（行政・警察・消防）等

公務員は、全体の奉仕者として、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする憲法を尊重し擁護するという責務を有しています。

町職員の一人ひとりが、基本的人権の尊重への理解、様々な人権問題についての見識を深め、あらゆる差別や偏見等の人権侵害から町民を守り、その解消に努めなければなりません。

そのため、職員を対象とする人権についての研修機会の充実を図るとともに、知識と対応能力の向上を促します。また、率先して人権問題の解決を図るべき立場にあるという自覚を持ち、人権教育・啓発の推進に努めます。

また、町民の生命や身体、財産等の保護等を職務とする警察官や消防職員、業務を通じて直接または間接的に町民と接する国や県の行政職員等は、高い人権意識を持って住民とかかわることが求められることから、町主催のイベントや研修会への積極的な参加を呼びかけます。

(2) 教職員・保育士等

教職員・保育士等は、子どもたちの人格形成に大きな影響を与える立場にあり、その発達段階に応じた人権教育を実践していくという重要な役割を担っています。

そのため、人権問題についての正しい知識と理解を深め、意欲と指導力が向上されるよう、人権についてのより高度な研修機会の充実を図ります。また、家庭、学校や子育て支援機関、地域社会との連携や交流の機会の充実を促します。

(3) 医療関係者

医療現場においては、患者への対応、患者の個人情報の保護、患者等に対する医療情報の適切な開示等、患者の人権に対する深い理解と認識が求められ、人権意識をより一層身に付ける必要があります。

そのため、医療関係者に対し、人権意識を一層向上させるための情報の提供、支援に努めます。

(4) 福祉・保健関係者

子ども、高齢者、障がいのある人等と接する機会の多い福祉・保健関係者は、利用者にとって身近な相談相手であり、虐待やDV等を発見したり、貧困等により生活上の困難を抱える人の相談を受けたりすることがあることから、公平・公正な対応や、個人のプライバシーの保護や人権の尊重に対する深い理解と配慮に基づく対応が求められます。

そのため、人権に関する研修の実施等により、福祉・保健関係者の人権意識の高揚を図るような取組の支援や、必要な情報提供に努めます。

（５）企業関係者

企業には、高齢者や障がいのある人が利用しやすい建物・設備のバリアフリー化や、社会規範の尊重、フェアトレード※46 など人権に配慮した製品づくりなど、あらゆる立場の人を考慮した姿勢が求められています。

そのため、CSR（企業の社会的責任）として、その経済活動が人権を尊重し社会に貢献するものとなるよう、社員の人権意識向上と相談体制充実を図るため、必要となる情報の提供や研修会の実施などの支援に努めます。

（６）マスメディア関係者

新聞やテレビ、ラジオ等のマスメディアが発信する情報は、生活と密接に関わることから、人権尊重に関わる意思形成に大きな影響力を有しています。記事や番組等の中で人権に関わる様々な問題等を取上げ、読者や視聴者の人権意識の高揚に大きな役割を果たしています。

その一方、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別や偏見を助長する内容の報道がなされた場合などは、その権利侵害は非常に大きなものになるおそれがあります。

そのため、マスメディア関連企業が行う人権意識高揚に向けた取組等の積極的な支援に努めます。

4 相談支援体制の充実

相談支援は、人権問題に直面している町民を救済する第一歩となり、重要な役割を担っています。町民がスムーズに支援を受けられるように、相談窓口の周知及び支援体制の充実が求められています。

町民がいつでも安心して相談できるよう、利用しやすい相談窓口の整備に取り組むとともに、町職員の対応能力向上に努めます。

また、人権に関するあらゆる相談に対応できるよう、人権擁護委員や菊陽町社会福祉協議会等が実施する各種相談会との緊密な連携・協力を図り、迅速かつ的確に対応できる体制づくりに取り組みます。

※46 フェアトレード

発展途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入することを通じ、立場の弱い途上国の生産者や労働者の生活改善と自立を目指す運動のこと

第6章 「基本計画」の推進

1 推進体制

○菊陽町の推進体制

人権教育を広く町民の間に浸透させ、より効果的な人権啓発を行うため、この「基本計画」の趣旨等について、様々な機会において周知を図っていく必要があります。

この「基本計画」を総合的かつ効果的に推進し、町民の人権尊重意識の高揚をさらに図っていくため、「菊陽町人権教育・啓発推進本部」を中心に関係各課と緊密な連携のもとに全庁的な取組を推進します。

また、「第6期菊陽町総合計画」及び関係する町の個別計画との連携を図り、効果的に施策を展開します。

○関係機関との連携

本「基本計画」の推進にあたっては、各課のみならず、国及び県をはじめ、人権に関わる民間団体や関係機関、地域における各種団体、町内の企業等との連携を図ります。

2 連携体制の強化

人権問題は複数の要因が絡み合い、さらに新たな問題が生まれるなど、複雑化多様化しています。このような人権問題に対応するため、個別の人権問題に限らず、総合的で効果的な対応が求められます。関係機関と情報の共有を図り、様々な視点から問題を分析して、町民の人権意識の高揚と安心できる生活の実現を目指します。

3 「基本計画」の評価・見直し

本「基本計画」に基づく人権教育・啓発施策の推進については、関係各課で自己評価したものを、「菊陽町人権教育・啓発推進本部」で PDCA サイクル^{※47}による継続的な改善の考え方にに基づき、評価・見直しを図ります。

評価に当たっては、関係各課で行われている施策がどのように取り組まれているか点検を行い、人権を尊重する社会の実現に努めます。

また、新たな人権問題や複数の部署に関係する人権問題等に対して、迅速かつ適切に対応できるよう情報の共有を図りながら、関係各課の連携や協力を進めます。

本「基本計画」の期間は令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10か年ですが、5か年ごとに町民への意識調査及び中間目標での評価を行い、社会変動などに対応しつつ、必要に応じて計画の見直しを行います。

※47 PDCA サイクル

計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Action）の順番で事業などを改善していく手法のこと

4 評価目標の設定

本「基本計画」を推進するに当たって、次のとおり数値目標を設定します。

指 標	現 状 (令和2 (2020) 年度)	中間目標 (令和7 (2025) 年度)	計画目標 (令和12 (2030) 年度)
人権に関する講演会やイベントへ「参加した」割合	*22.8%	25.3%	27.8%

* 令和元年度菊陽町人権に関する町民意識調査
 (問3「あなたは、この5～6年の間、人権問題に関する講演会や研修会、懇談会などに参加したことがありますか」に対する回答)
 令和元年(2019)年11月から12月にかけて実施した、満18歳以上の菊陽町民3,000名(住民基本台帳から無作為抽出)を対象とした人権に関するアンケート調査。有効回収率32.1%(964件)

人権の意義や重要性について正しい知識を得る機会である講演会やイベントの参加者数を増加させることで、より多くの町民の人権意識を高め、人権を尊重する社会を目指します。

資料編

• 人権関係年表	72
• 日本国憲法（抄）	74
• 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	76
• 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議 ...	78
• 本「基本計画」のSDGs 達成に関する位置付け	79
• 熊本県部落差別の解消の推進に関する条例	80
• 菊陽町人権擁護に関する条例	82
• 菊陽町部落差別の解消の推進に関する条例	83
• 菊陽町人権擁護審議会規則	84
• 菊陽町人権擁護審議会 委員名簿	86
• 菊陽町人権教育・啓発推進本部設置要綱	87

人権関係年表

年	国際的な動向	国の動向	熊本県の動向
昭和 22 (1947) 年		「日本国憲法」施行	
昭和 23 (1948) 年	「世界人権宣言」採択		
昭和 40 (1965) 年	「人権差別撤廃条約」採択	「同和対策審議会」答申	
昭和 41 (1966) 年	「国際人権規約」採択		
昭和 50 (1975) 年	国際婦人年		
昭和 54 (1979) 年	「女子差別撤廃条約」採択	「国際人権規約」批准	
昭和 56 (1981) 年	国際障害者年		
昭和 60 (1985) 年		「女子差別撤廃条約」批准	
平成元 (1989) 年	「子どもの権利条約」採択		
平成 6 (1994) 年	「人権教育のための国連 10 年 (1995~2004)」採択	「子どもの権利条約」批准	
平成 7 (1995) 年		「人権差別撤廃条約」批准	「熊本県部落差別事象の発生防止及び調査の規制に関する条例」施行
平成 9 (1997) 年		「人権擁護施策推進法」施行 「『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画」策定	
平成 11 (1999) 年	国際高齢者年		「『人権教育のための国連 10 年』熊本県行動計画」策定
平成 12 (2000) 年		「人権教育・啓発推進法」施行	
平成 14 (2002) 年	「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」採択	「人権教育・啓発に関する基本計画」策定	「熊本県人権センター」開設
平成 16 (2004) 年	「人権教育のための世界計画」採択	「人権教育の指導方法等の在り方について (第 1 次取りまとめ)」報告	「熊本県人権教育・啓発基本計画」策定
平成 17 (2005) 年	「人権教育のための世界計画」の第 1 次フェーズ行動計画開始		
平成 18 (2006) 年	「障害者権利条約」採択	「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行 「人権教育の指導方法等の在り方について (第 2 次取りまとめ)」報告	

年	国際的な動向	国の動向	熊本県の動向
平成 20（2008）年		「人権教育の指導方法等の在り方について（第3次取りまとめ）」報告	「熊本県人権教育・啓発基本計画」第 1 次改訂版策定
平成 22（2010）年	「人権教育のための世界計画」の第2次フェーズ行動計画開始		
平成 23（2011）年		「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更改正 ※「北朝鮮当局による拉致問題等」追加 「障害者基本法」改正	
平成 24（2012）年			「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」施行 「熊本県人権教育・啓発基本計画」第 2 次改訂版策定
平成 25（2013）年	「水銀に関する水俣条約」採択	「いじめ防止対策推進法」施行	
平成 26（2014）年		「障害者権利条約」批准 「子どもの貧困対策法」施行	
平成 27（2015）年	「人権教育のための世界計画」の第3次フェーズ行動計画開始		
平成 28（2016）年		「障害者差別解消法」施行 「ヘイトスピーチ解消法」施行 「部落差別解消推進法」施行	「熊本県人権教育・啓発基本計画」第 3 次改訂版策定
令和元（2019）年		「日本語教育推進法」施行 「ハンセン病問題解決促進法」改正 「アイヌ施策推進法」施行	
令和 2（2020）年	「人権教育のための世界計画」の第4次フェーズ行動計画開始		「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」施行 「熊本県人権教育・啓発基本計画」第 4 次改訂版策定

日本国憲法（抄）

(昭和22(1947)年5月3日施行)

（基本的人権の享有）

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

（自由・権利の保持責任と濫用の禁止）

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

（個人の尊重、生命・自由・幸福の追求権利の尊重）

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（法の下での平等、貴族の否認、栄典の限界）

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

（集会・結社・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密）

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

（居住・移転・職業選択の自由、外国移住・国籍離脱の自由）

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

（学問の自由）

第23条 学問の自由は、これを保障する。

（家族生活における個人の尊厳と両性の平等）

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

（生存権、国の生存権保障義務）

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

（教育を受ける権利、教育の義務、義務教育の無償）

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

（基本的人権の本質）

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

（憲法の最高法規性、条約及び国際法規の遵守）

第98条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

（憲法尊重擁護の義務）

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12(2000)年12月6日)

(法律第147号)

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法(平成八年法律第百二十号)第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議

(衆議院)

(平成 12 年 11 月 16 日)

この法律の施行に伴い、政府は、次の点につき格段の配慮をされたい。

- 一 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 二 前項の基本計画は、「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 三 「人権の 21 世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議

(参議院)

(平成 12 年 11 月 28 日)

政府は、「人権の 21 世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 一 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。
- 二 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 三 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 四 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組に努めること。

右決議する。

本「基本計画」のSDGs達成に関する位置付け

	1. 貧困をなくそう	← 子どもの将来が、生まれ育った環境に左右されないよう、貧困対策と経済支援の推進
	2. 飢餓をゼロに	
	3. すべての人に健康と福祉を	← ・ハンセン病・水俣病・難病・様々な感染症等の正しい理解の普及・啓発 ・障がいのある人もない人も暮らしやすい社会環境の整備
	4. 質の高い教育をみんなに	← ・いじめや虐待などから子どもの人権を守り、教育を受ける権利を保障する ・研修会・講演会等を通じて、誰もが人権について学ぶ機会の提供
	5. ジェンダー平等を実現しよう	← ・男女の固定的な役割分担意識の解消のための啓発 ・審議会・協議会等へ積極的な女性の登用を呼び掛け
	6. 安全な水とトイレを世界中に	
	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに	
	8. 働きがいも経済成長も	← ・労働者本人の能力・適性とは関係ない事柄で差別されない、公正で働きやすい環境の啓発 ・海外の労働者からの不正な搾取の防止など社会貢献を重視した企業活動の啓発
	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう	
	10. 人や国の不平等をなくそう	← 部落差別の問題や、外国人・アイヌ民族に対する人種差別問題など、不当な格差や差別意識の解消の推進のための啓発
	11. 住み続けられるまちづくりを	← 高齢者や障がいのある人が利用しやすいよう施設・設備のバリアフリー化の推進や、災害に関する正しい知識を啓発することで偏見や差別をなくし、冷静な判断と行動の啓発
	12. つくる責任 つかう責任	
	13. 気候変動に具体的な対策を	
	14. 海の豊かさを守ろう	
	15. 陸の豊かさを守ろう	
	16. 平和と公正をすべての人に	← あらゆる差別に関して、名誉を傷つけられた人が法や制度で守られる公正な社会の実現のための啓発
	17. パートナリシップで目標を達成しよう	

熊本県部落差別の解消の推進に関する条例

(令和2(2020)年6月29日)

(条例第33号)

熊本県部落差別事象の発生の防止及び調査の規制に関する条例（平成7年熊本県条例第18号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号。以下「法」という。）の理念にのっとり、部落差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにし、並びに相談体制の充実等について定めるとともに、結婚及び就職に際しての部落差別に係る調査の規制に関し必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 部落差別の解消の推進に関する施策は、全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（県の責務）

第3条 県は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消の推進に関し、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、国及び市町村との連携を図りつつ、地域の実情に応じた施策を講ずる責務を有する。

（相談体制の充実）

第4条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

（教育及び啓発）

第5条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じ、部落差別の解消を推進するために必要な教育及び啓発を行うものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第6条 県は、国が行う法第6条の部落差別の実態に係る調査に協力するものとする。

（県民及び事業者の責務）

第7条 県民及び事業者は、この条例の精神を尊重し、自ら啓発に努めるとともに、県が実施する施策に協力する責務を有する。

2 県民及び事業者は、同和地区（歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。以下同じ。）の所在地を明らかにした図書、地図その他資料を提供する行為、特定の場所又は地域が同和地区であるか否かを教示し、又は流布する行為、特定の個人の結婚及び就職に際して当該特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が同和地区に所在するか否かについて調査を依頼する行為その他同和地区に居住していること又は居住していたことを理由としてなされる結婚及び就職に際しての差別事象（以下「結婚及び就職に際しての部落差別事象」という。）の発生につながるおそれのある行為をしてはならない。

（指導及び助言）

第8条 知事は、県民及び事業者に対し結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止する上で必要な指導及び助言をすることができる。

（規制）

第9条 事業者は、特定の個人の結婚及び就職に際して当該特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が同和地区に所在するか否かについて、自ら調査し、又は調査を受託してはならない。

（申出）

第10条 前条の規定に違反する行為の対象とされた者又は当該行為の発生を知った者は、その旨を知事へ申し出ることができる。

（勧告等）

第11条 知事は、事業者が第9条の規定に違反したときは、当該事業者に対し、当該違反に係る行為を中止し、及び結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる

2 知事は、前項の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、事業者が第1項の規定による勧告に従わないとき、又は前項の規定により必要な資料の提出若しくは説明を求めた場合においてこれを拒否したときは、その旨を公表することができる。

4 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対しその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

（解釈及び運用）

第12条 この条例は、基本的人権の尊重の精神に基づいて、これを解釈し、及び運用するようになしなければならない。

（規則への委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

菊陽町人権擁護に関する条例

(平成7(1995)年3月14日)

(条例第13号)

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法に基づき、部落差別をはじめ、障害者・女性・在日外国人等への差別など、あらゆる差別(以下「差別」という。)をなくし、人権擁護の意識を高め、もって平和な明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は前条の目的を達成するため、必要な施策を推進するものとする。

(町民の責務)

第3条 すべての町民は、相互に基本的人権を尊重し、国及び地方公共団体が実施する差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を温存助長する行為をしないように努めるものとする。

(町の施策)

第4条 町は、差別をなくすため、社会福祉の充実、職業の安定、教育文化の向上及び人権擁護の施策を総合的かつ計画的に推進するように努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第5条 町は、町民の人権擁護の意識を高めるため、各種関係団体と連携し、人権教育の推進と啓発活動の充実を図り、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(推進体制の充実)

第6条 町は、差別をなくし、人権擁護に関する施策を推進するため、国、県及び各種関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第7条 町は、人権擁護に関する重要事項を調査審議するため、菊陽町人権擁護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

菊陽町部落差別の解消の推進に関する条例

(令和2(2020)年9月11日)

(条例第32号)

(目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号。以下「法」という。）の理念にのっとり、部落差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、町の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消の推進に関する施策は、全ての町民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する町民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(町の責務)

第3条 町は、前条の基本理念にのっとり、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、国及び県との連携を図りつつ、部落差別の解消の推進に関する施策を講ずる責務を有する。

(相談体制の充実)

第4条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

(教育及び啓発)

第5条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、部落差別の解消を推進するために必要な教育及び啓発を行うものとする。

(調査の実施)

第6条 町は、国が行う法第6条の部落差別の実態に係る調査に協力するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

菊陽町人権擁護審議会規則

(平成7(1995)年8月1日)

(規則第19号)

(趣旨)

第1条 この規則は、菊陽町人権擁護に関する条例(平成7年菊陽町条例第13号。以下「条例」という。)第7条第2項の規定に基づき菊陽町人権擁護審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項を調査、審査するとともに町長の諮問に答申し、必要に応じ町長に意見を述べることができる。

- (1) 町民の人権擁護の意識を高めるための教育及び啓発活動の充実について
- (2) 部落差別をはじめ、障害者・女性・在日外国人等への差別など、あらゆる差別撤廃のための推進について
- (3) 町民の意識調査の実施と結果の集約について
- (4) 条例第4条に掲げるもののほか重要な事項について

(組織)

第3条 審議会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者について町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 各種団体から推薦を受けた者
- (4) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長1名、副会長1名を置き、委員の互選とする。

2 会長は、審議会を代表し会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、審議会を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、部落差別をはじめ、障害者・女性・在日外国人等への差別など、あらゆる差別及び人権問題に関し見解を有する者から意見を聴くことができるものとする。

(部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるための部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び有識者で組織する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、人権教育・啓発課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず平成9年3月31日までとする。

附 則(平成14年4月1日規則第18号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月28日規則第14号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

菊陽町人権擁護審議会 委員名簿

(五十音順)

任期 令和2(2020)年4月1日～令和4(2022)年3月31日

	氏名	所属団体等
1	市原 久美子	菊陽町教育委員
2	大江 正昭	学識（熊本学園大学元教授）
3	大川 由紀美	菊陽町地域女性の会
4	可村 敬次	菊陽町民生児童委員協議会
5	岸田 年弘	菊陽町身体障がい者福祉協会
6	熊野 義則	全日本同和会 菊陽支部
7	隈 部 勲	菊陽町区長会
8	庄山 好子	知識経験を有する者
9	西本 友春	菊陽町議会
10	庭田 孝男	菊陽町男女共同参画さんさんの会
11	野上 武	菊陽町同和問題を考える企業連絡会
12	福本 佳奈	菊陽町PTA連絡協議会
13	堀川 妙子	人権擁護委員
14	松永 峯生	部落解放同盟 菊陽支部
15	安武 卓明	菊陽町校長会

(女性登用率：33.3%)

菊陽町人権教育・啓発推進本部設置要綱

(平成17年4月18日)

(要綱第21号)

(目的)

第1条 「人権教育・啓発基本計画」にかかる施策について、菊陽町における関係機関の連携・協力を確保し、総合的かつ効果的に推進するため、「菊陽町人権教育・啓発推進本部」(以下「推進本部」という。)を設置する。

(掌握事務)

第2条 推進本部は前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 「菊陽町人権教育・啓発基本計画」策定に関すること。
- (2) 「菊陽町人権教育・啓発基本計画」推進に関すること。
- (3) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3条 本部の構成は、別表1のとおりとする。

(運営)

第4条 本部長は、本部会議を招集し、これを主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指定した副本部長が、その職務を代行する。

(検討部会)

第5条 本部会議に付すべき事案の検討及び調整をするため、推進本部に検討部会を置く。

- 2 検討部会の構成は、別表2のとおりとする。
- 3 検討部会は、部会長が招集し、会議の議長となり検討委員の意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 推進本部の庶務は、人権教育・啓発課が関係機関の協力を得て処理する。

(補則)

第7条 前各条に定めるものの他、推進本部の運営に関する必要な事項は、本部長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月20日から施行する。

附 則(平成18年3月31日要綱第20号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月26日要綱第12号)抄

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日要綱第20号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月27日要綱第1号)

この訓令は、平成27年3月30日から施行する。

附 則(平成29年3月31日告示第12号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日告示第22号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表1(第3条関係)

本部長	町長
副本部長	副町長 教育長
本部員	総務部長 福祉生活部長 健康保険部長 経済部長 土木部長 教育部長 総務課長 危機管理防災課長 財政課長 総合政策課長 税務課長 町民課長 光の森町民センター所長 福祉課長 子育て支援課長 健康・保険課長 介護保険課長 人権教育・啓発課長 農政課長 商工振興課長 建設課長 都市計画課長 環境生活課長 下水道課長 会計課長 議会事務局 農業委員会事務局 学務課長 施設整備課長 生涯学習課長 図書館長 中央公民館長

別表2(第5条関係)

検討部会長	総務部長
検討部会員	各課等の長が推薦する職員

